

非管理文



協力業者標準見積要項

購 03-841-02-7

令和4年4月1日 改訂

株式会社 **シミズ・ビルライフケア**

協力業者標準見積要項

目 次

第1章 総 則 P-1

第2章 共 通 要 項

§1. 全 般 P-3

§2. 品 質 ・ 工 期 等 P-9

§3. 安 全 衛 生 P-13

§4. 環 境 保 全 P-16

第3章 職 別 要 項

付 番	職 別 要 項	
No.1	仮 設 と び 工 事	P-19
No.2	山留め・連続壁工事・アースアンカー工事	P-20
No.3	溶 接 鍛 冶 工 事	P-22
No.4	解 体 工 事 (建 屋)	P-22
No.5	既 製 杭 打 工 事	P-24
No.6	場 所 打 杭 工 事	P-26
No.7	コ ン ク リ ー ト 材 料	P-28
No.8	コ ン ク リ ー ト 打 設 工 事	P-29
No.9	土 工 事	P-30
No.10	型 枠 工 事	P-32
No.11	鉄 筋 材 料	P-35
No.12	鉄 筋 工 事	P-35
No.13	鉄 筋 継 手 工 事	P-37
No.14	鉄 骨 工 事	P-38
No.15	デ ッ キ プ レ ー ト 工 事	P-41
No.16	ス タ ッ ド 工 事	P-41
No.17	鉄 骨 建 方 工 事	P-42
No.18	耐 火 被 覆 工 事	P-43
No.19	外 装 P C 板 工 事	P-43
No.20	A L C 板 ・ 押 出 成 形 セ メ ン ト 板 工 事	P-44
No.21	防 水 工 事 ・ シ ー リ ン グ 工 事	P-45
No.22	屋 根 工 事	P-46
No.23	石 ・ 擬 石 工 事	P-47
No.24	タ イ ル 工 事	P-48
No.25	組 積 工 事 (コ ン ク リ ー ト ブ ッ ク ・ レ ー ム 等)	P-49
No.26	金 属 工 事	P-49
No.27	金 属 製 建 具 ・ カ ー テ ン フ ォ ー ル 工 事 ・ 内 外 装 金 属 補 工 事	P-50
No.28	木 工 事	P-52
No.29	木 製 建 具 工 事	P-53
No.30	置 床 ・ フ ロ ー リ ン グ 工 事	P-54
No.31	造 作 家 具 工 事	P-56
No.32	ガ ラ ス 工 事	P-56
No.33	左 官 工 事	P-58
No.34	塗 装 ・ 吹 付 工 事	P-59
No.35	雑 材 料 ・ 製 品 一 般	P-60
No.36	住 設 機 器 (シ ン ク ・ 洗 面 化 粧 台 ・ エ ー び 入) 設 置 工 事	P-61
No.37	軀 体 一 式 工 事	P-62
No.38	建 物 改 修 工 事 ・ 内 装 撤 去 工 事	P-63
No.39	軽 鉄 ・ ボ ー ド 工 事	P-64
No.40	貼 床 ・ ク ロ ス 工 事	P-65
No.41	断 熱 工 事	P-66
No.42	電 気 設 備 工 事 ・ 給 排 水 衛 生 設 備 工 事 ・ 空 調 設 備 工 事	P-67
No.43	昇 降 機 工 事 ・ そ の 他 機 械 設 備 工 事 (機 械 式 駐 車 他)	P-70
No.44	外 構 工 事 ・ 植 栽 工 事	P-71
No.45	一 般 工 事	P-73
No.46	産 業 廃 棄 物 処 理	P-74
No.47	道 路 工 事	P-75
No.48	重 機 土 工 事	P-75
No.49	地 盤 改 良 工 事	P-76
No.50	排 水 工 事 (W ・ P , D ・ W)	P-77
No.51	薬 液 注 入 工 事	P-78

第1章 総則

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 目的 | 協力業者標準見積要項（以下「本要項」という）は、株式会社シミズ・ビルライフケア（以下「元請負人」という）が、発注する物品の納入及び諸工事（以下あわせて単に工事という）の見積に関し、協力業者（以下「下請負人」という）に対する基本的な条件を明示することによって、物品売買契約・建設工事請負契約の適正化に資することを目的とする。 |
| 2. 見積の原則
（見積の際の遵守事項） | (1) 下請負人は見積に際し、元請負人より提示された当該工事見積要綱書・設計図
・特記仕様書・質疑回答書・変更指示書（以下合わせて「設計図書」という。）、工程表・施工計画書、本要項および作業所固有の特記要項のほか下記の規定を遵守しなければならない。
a. 公共建築工事標準仕様書
b. 公共建築改修工事標準仕様書
c. 建設工事に関する諸法令
d. 安全衛生に関する諸法令
e. 建設副産物に関する諸法令
f. 個人情報保護法
g. その他関連諸法令・通達・行政指導
h. 元請負人所定の以下の規則・要領等
工事下請負基本契約約款
物品売買契約約款(特記要項)
協力業者安全衛生管理要領
建設副産物取扱要領
品質に関する諸規定
購買回議書標準書式
秘密保持に関する誓約書 |
| （取極条項の遵守） | (2) 下請負人は工事にあたり、元請負人との間で取極められた諸条項をその下請負人（下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下「再下請負人」という。）並びに現場代理人及び作業員に周知徹底させ、これを遵守させなければならない。 |
| （見積書の提出） | (3) 下請負人が2(1)項の規定によらないで、見積る場合には、事前に元請負人の承認を得なければならない。 |
| （見積書の提出期限） | (4) 下請負人は、元請負人から見積の引合いがあった時は、指定見積期間内に、元請負人指定の書式に従って、見積書を提出しなければならない。 |
| （要項の適用順位） | (5) 要項の優先順位は、作業所固有の特記要項、本要項の職別要項、本要項の共通要項、本要項の総則の順とする。 |

- | | |
|--|---|
| <p>3. 臨時発注工事への準用</p> | <p>本要項は、追加・変更その他による臨時発注工事の工事に対しても準用する。</p> |
| <p>4. 施工に関する提案等
 (申 し 出)</p> <p>(採 否 の 通 知)</p> | <p>(1) 下請負人は、本要項に沿った見積とは別に、2項の「見積の原則」を遵守することを条件に、本要項の職別要項にかかわらず、元請負人に対して工事に関する各種の提案等を行なうことができる。</p> <p>(2) 元請負人は、下請負人から4(1)項に沿った見積の提出があった場合には、審査のうえ採否を決定し、下請負人に通知する。</p> |
| <p>5. 契約不適合責任
 (契約不適合責任期間)</p> <p>(適 用 順 位)</p> | <p>(1) 下請負人は、設計上の特記仕様・中高層住宅アフターサービス規準「社）不動産協会」及び作業所の状況に応じて、元請負人が定めた規準に則り、工事種目毎に定めた契約不適合責任期間内に発生した契約不適合（種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの）については、補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を自らの責任において行い、又は履行の追完に代え、若しくは履行の追完とともに損害を賠償する。
 なお、元請負人は、履行の追完に代え、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。</p> <p>(2) 元請負人と下請負人の間で締結されている工事下請負基本契約約款と異なる契約不適合責任期間が、5(1)項の設計上の特記仕様・中高層住宅アフターサービス規準「社）不動産協会」及び元請負人の定めた規準において、定められている場合は、後者の特記仕様及び規準が前社の約款に優先して適用される。</p> |
| <p>6. 社会保険の加入
 (雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)</p> | <p>(1) 下請負人は、法定福利費を内訳明示した見積書（作成が困難な場合は適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出すること。</p> <p>(2) 下請負人は、社会保険への適正な加入を徹底するとともに、社会保険への適正な加入をしている者を再下請契約の相手方とすること。また、社会保険への適正な加入をしている作業員を作業所に入場させること。ただし、下請負人からの事前の申し出に基づき、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念があると元請負人が認める場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 下請負人は、全ての再下請負人に対して上記（1）及び（2）の条件を徹底させること。</p> |
| <p>7. 反社会勢力の排除</p> | <p>下請負人又はその再下請負人は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。</p> |
| <p>8. 不正原価処理</p> | <p>不正原価処理に加担した場合は罰則を科す場合がある。</p> |

第2章 共通要項

§1 全般

- | | | |
|----|-----------------------------|--|
| 1. | 規律の維持 | 下請負人は、元請負人及び元請負人の作業所で定める規則等に従う他、得意先・近隣・通行人及び作業所内の他の取引業者に迷惑を及ぼさないよう作業員への取組方針の周知及び規律の維持に努め、その監督の責任を負わなければならない。 |
| 2. | 検討会等への参加 | 下請負人は、元請負人が主催する検討会・訓練・行事等積極的に参加し、習得した内容を必要に応じて下請負人の作業員・取引業者等関係者に周知徹底を図る。 |
| 3. | 実地調査 | 下請負人は、見積りに際し図面・仕様書等に記載してあると否とに関らず、変更事項の有無及び工事区分等確認が必要な事項については、自ら現地を調査しなければならない。実地の調査・検討を怠ったために生じた損害は一切下請負人の負担とする。 |
| 4. | 施工範囲 | 工事の施工範囲は見積書記載のとおりとする。但し、見積書に明示のない事項であっても、職別要項に記載のあるものについては、下請負人の施工範囲として見積金額に含むものとする。前記にても不明の場合は下請負人は質疑をするか又は下請負人の判断により見積書にその見積条件を記載し見積金額を算出する。 |
| | 内訳明細書 | 下請負人は、見積書に内訳明細書を添付する。また、使用機器・使用材料については型式・能力等を見積書内訳明細書に明記する。明記できない場合は、型式・能力等を明記した連絡一覧表を作成し、添付する。 |
| 5. | 施工要領書等の提出 | 下請負人は、元請負人と打合せのうえ、製作要領書・製作工程表・施工要害打合せシート等）・施工図・製作図・計算書・見本品・各種試験成績書領書・施工手順書（予測災等を工事着手前に元請負人に提出し、その承認を受けなければならない。 |
| 6. | 施工体制台帳等
(請負者関係事項) | (1) 下請負人は、元請負人に対して、建設業法上及び公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律（以下「公共工事適正化法」という）上必要な関係事項を、個別工事に着手する前に元請負人所定の書面「施工体制台帳」又は電磁的措置をもって、通知する。 |
| | (再下請負者関係事項) | (2) 下請負人が、個別工事を第三者に委任し又は請負させた場合は、下請負人は元請負人に対して、その契約（その契約に係る工事が数次の下請によって行なわれるときは、そのすべての契約を含む）に関し、建設業法上及び公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律（以下「公共工事適正化法」という）上必要な関係事項を、遅滞なく元請負人所定の書面「下請負業者編成表」又は電磁的措置をもって通知する。 |

(変更通知)	(3) 下請負人は、6(1)項又は6(2)項の関係事項に変更があったときは遅滞なく書面又は電磁的措置をもってその旨を元請負人に通知し、常時最新版に更新・整備すること。
7. 現場代理人・主任技術者	下請負人は、原則として現場代理人を常駐させ、下請負人の施工管理にあたらせなければならない。また、法令の定めるところにより下請負人は主任技術者を選任し常駐させなければならない。但し、少数作業員の場合は元請負人の承認を得て作業員の中から現場代理人を指名することができる。下請負人は、現場代理人・主任技術者の選任に際しては、その経歴書(住所・資格・経験年数等)を元請負人に提出し、承認を受ける。
8. 現場代理人・主任技術者等の交替	元請負人は、下請負人の現場代理人・主任技術者・作業主任者及び作業員について、就業が不適格と認められた者については、下請負人と協議のうえ交替させることができる。
9. 仮設物等の取扱い	作業所内の仮設物の取扱いは次のとおりとし、本項に定めのない仮設物についてもこれを準用する。
(仮設建物)	(1) 仮設建物(作業員詰所、倉庫)及び設備事務所は、原則として元請負人が下請負人に無償貸与する。特別な事情により敷地内に仮設建物が建てられない場合は、元請負人及び下請負人が協議して定める。但し、作業員宿舎については、元請負人の個別工事の特記要項による。なお、下請負人は、作業員詰所の火災予防に努める。
(足場・棧橋)	(2) 各取引業者が共通に使用する足場・棧橋は元請負人が設置する。下請負人は、元請負人に無断で改造してはならない。
(脚立・足場板 可搬式作業台等)	(3) 脚立・足場板・可搬式作業台等作業用簡易足場は原則として指定場所で元請負人が無償貸与する。但し、場内小運搬・架け外し・使用後の定場所への返却整理は下請負人が行う。
(ローリングタワー・ 高所作業車等)	(4) ローリングタワー・高所作業車等の足場機材については元請負人と下請負人により協議し、元請負人が必要と判断した場合は無償貸与する。
(荷揚設備)	(5) 工事用荷揚設備は元請負人が設置し無償貸与する。クレーン系・昇降機系いずれの場合においても、元請負人にて固定された運転手を設置する際の費用は元請負人の負担とするが、固定された運転手を設置しない場合は、下請負人は特別教育等の有資格者を配置し下請負人の負担で運転すること。
(貸与物の改造)	(6) 仮設建物・設備等の貸与物は、無断で改造してはならない。但し、下請負人の都合により改造の必要があるときは、下請負人の申し出により改造を行なうが、現状復旧を含め費用は下請負人の負担とする。無断改造したことにより生ずる損害は、一切下請負人の負担とする。

(安全性の確認・保守管理)	(7) 下請負人は、貸与を受けた仮設物等に関し、その安全性を十分確認したうえで使用し、使用中の保守・清掃及び管理の責任を負う。仮設物使用の際の保守・清掃の不備における、改善に要した費用は、関係者にて負担とする。
(物品の管理)	(8) 下請負人は元請負人から貸与された作業員詰所内及び倉庫内の物品等について管理の責任を負う。万が一、下請負人が紛失・破損した場合は速やかに元請負人に申し出なければならない。
(駐車場設備)	(9) 作業員の通勤車両等の駐車場設備については、作業所の状況に応じて、元請負人及び下請負人が協議して定める。
10. 元請負人の備品借用	下請負人は、元請負人の備品を借用する場合は、数量・仕様を互いに確認し必ず元請負人の許可を受ける。紛失・破損等により下請負人が借用期限までに返却しないときは、元請負人は下請負人と協議のうえ相当額を下請負人の工事代金から控除することができる。
11. 電力・用水	工事用の電灯・電力・用水は、原則として元請負人が供与するものとする。なお、下請負人の都合により配線・配管を変更する場合は下請負人の負担により元請負人が行う。但し、元請負人の支給が困難な場合は、元請負人及び下請負人が協議して定める。
12. 支給材・貸与品	支給材・貸与品は原則として元請負人と下請負人が協議の上決定する。
(数量の算出)	(1) 下請負人は、工事にあたり元請負人から支給材、貸与品を受ける場合は、所要数量を算出して、借用書等の書類により、元請負人の承認を受け、その数量・品質・性能に対して管理の責任を負う。
(受渡場所・小運搬)	(2) 下請負人に対する支給材及び貸与品は、元請負人の指定した場所での支給・貸与とし、場内小運搬・日常管理・使用後の清掃・指定場所への集積整理はすべて下請負人が負担する。
(取扱い)	(3) 下請負人は、支給材及び貸与品を丁寧に取扱い、節約して使用する。
(損傷・不足)	(4) 支給材及び貸与品に損傷又は不足が生じた場合、その原因が下請負人の責に帰する事由によるときは、その弁償は下請負人の負担とし、その他の事由による場合は、元請負人の負担とする。
(返却)	(5) 不要になった支給材及び貸与品は、速やかに元請負人の指定した場所へ返却する。
13. 資材等の搬入搬出	
(事前打合)	(1) 下請負人は、資材又は製品納入に際し、事前に納入場所（荷卸し場所等の詳細事項まで）納期・納入数量等について、元請負人と打合せのうえ、納入する。

- | | | |
|-----------------------|-----|---|
| (荷卸し及び整理) | (2) | 下請負人は、荷卸しにあたり納品書を提出し、元請負人又は元請負人の指定した受入検査担当者の立会検収を受け、有資格者（玉掛け資格者等）を配置し、指定場所までの搬入・整理を行う。 |
| (不適合品の交換) | (3) | 納入材料又は製品に、図面・仕様書・見本等と相違する不適合品があった場合、下請負人は遅滞なく交換する。 |
| (資材等搬出費用) | (4) | 元請負人の個別工事の特記事項で定めた場合を除き、資材又は製品納入にかかる運搬費・荷卸し及び整理は、原則として下請負人の負担とする。余剰材（再利用可能なもの）の持ち帰り運搬費は、元請負人の都合により生じた場合を除き、一切下請負人が負担する。 |
| (資材等の搬入に伴う
荷受人の責任) | (5) | <p>下請負人又は下請負人の取引業者が手配した運送人により、材料等を元請負人の作業所又は元請負人の指定する納入場所に搬入する場合は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 運送契約における荷受人は下請負人とし、その旨、運送契約書・送り状に明記する。 • 元請負人の作業所又は元請負人の指定する納入場所における資材等の受領は、下請負人が行う。但し、やむを得ない理由で下請負人が受領できないときは、元請負人に代理受領を依頼することができる。緊急の場合など下請負人が明らかに元請負人に代理受領を依頼できない場合、やむを得ず行う元請負人の受領は、下請負人の代理受領とみなすことを下請負人は予め了解する。 • 以上にかかわらず、下請負人又は下請負人の取引業者が手配した運送人から元請負人に対し、運搬費等の請求があった場合は、下請負人の責任と費用で解決するものとし、当該請求に関連して、元請負人に損害が発生したときは下請負人は元請負人に対してこれを賠償しなければならない。 |
| 14. 関連業者の相互協力 | | |
| (事前打合) | (1) | 下請負人は、工事に関連する取引業者相互間の協力を留意し、作業時間・作業場所及び関連作業等について、元請負人に施工計画・配員予定表・資材搬入・搬出計画を提出するとともに、元請負人及び関連業者と事前に十分打合せを行う。 |
| (相番) | (2) | 元請負人から、関連工事のため相番を要求されたときは、下請負人はこれに応じる。その費用は元請負人の負担とする。但し、費用負担について本要項の職別要項及び作業所固有の特記要項で定める場合は、それを優先する。 |
| 15. 先行工事 | | |
| (立会・確認) | (1) | 下請負人は、自己の作業に必要な先行工事に関連業者の施工する下地補強・アンカー入れ・穴明け等の工事について、関連業者と事前に十分な打合せを行い、確認する。 |
| (前工程確認) | (2) | 下請負人は、施工にあたり下地の不良箇所があるときは、元請負人に申し出てその指示を受ける。 |

16. あとやり工事の施工	元請負人の施工計画により、あとやり工事が生じる場合は、下請負人は当該工事箇所元請負人の指示に基づく処置を講じて残し、後日元請負人の施工指示があり次第直ちに施工しなければならない。これに要する費用は、事前に確認できるものは見積りに算入し、事前に確認できず工事中に突発的に発生するあとやり工事の費用については、元請負人及び下請負人が協議して定めるものとし、当見積範囲外とする。
17. 小 運 搬	作業所内における水平垂直方向の小運搬の費用は、下請負人が負担する。
18. 墨 出 し	基準墨出しは、元請負人の負担とし、施工に必要な細部墨出しは、下請負人の責任で行なう。但し、細部墨出しについて本要項の職別要項及び作業所固有の特記要項で定める場合は、それを優先する。
19. 夜 業 弁 当	下請負人の工事施工のために必要な夜業弁当等の費用は、下請負人の負担とする。但し、特殊な事情により、元請負人の指示で下請負人が緊急又は臨時の作業を行なう場合は、元請負人が負担する。
20. 出来高報告・請求 ・立替金控除	<p>(出来高報告査定・請求) (1) 下請負人は、元請負人所定の期日までに、工事の月別出来高を算出し、元請負人の承認を受けたうえで、請求書を元請負人に提出する。請求書の提出が、元請負人所定の期日に遅れた場合、下請負人はその月の支払いを受けられないことがあるため、請求締切日を当該作業所に毎月確認のこと。また、元請負人の承認を受けない出来高に基づく下請負人の請求があった場合は、元請負人はその請求に基づく支払いをしない。</p> <p>(立 替 分 控 除) (2) 元請負人は、下請負人の施工範囲内の契約内容について、下請負人に代わってこれを実施する場合は、下請負人と元請負人が事前に了解したうえでその立替費用を下請負人の支払金より控除することができる。</p> <p>(諸 雑 費 の 控 除) (3) 元請負人は、下請負人が負担すべき諸経費を代わりに負担する場合は、下請負人の事前の了解を得たうえで、下請負人への支払金から控除することができる。</p>
21. 設 計 変 更 の 精 算	設計変更が生じた場合は、着工前に書面による変更契約を行う。その際、仕様が同じで数量が変更になる場合は元契約の単価を基準とする。
22. 損 害 の 補 償	損害に関する賠償責任については、元請負人の定める工事下請負基本契約款等元請負人の諸規定に従うほか、以下の点に留意のこと。
(要 項 違 反)	(1) 下請負人が、この要項の規定に違反して、元請負人又は他の業者等第三者に損害を与えた場合、その賠償は一切下請負人の負担とする。
(作 業 員 等 の 故 意 ・ 過 失)	(2) 下請負人又は再下請負人の作業員の故意又は過失から生じた損害の賠償は、下請負人の負担とする。

- | | |
|-------------|---|
| 23. 特許侵害の処理 | 下請負人の工事に関して、第三者から特許権・実用新案・意匠権等の侵害、若しくはその他の異議の申し出があった場合、下請負人は元請負人に迷惑、損害を及ぼすことのないよう全責任をもって、処理解決を図らなければならない。但し、元請負人が設計図書等で当該特許権の使用を指示した場合は、この限りではない。 |
| 24. 秘密の保持 | 下請負人は、個別工事について、発注者及び元請負人の企業秘密並びに工法・技術これらに関する情報知識又は営業上の秘密並びに個人情報の一切を、個別工事の完成後であっても、他に漏らしてはならない。 |

§ 2 品質・工期等

- | | |
|---------------------------|--|
| 25. 品質管理 | 下請負人は、元請負人の施工管理基準等に基づき自主的な調査・計画・施工・検査等を実施して、元請負人の定める品質を確保しなければならない。また、下請負人は、元請負人の品質管理活動に協力するとともに、元請負人取得のISOに適合する品質管理を行うものとする。 |
| 26. 工期又は納期
（工期又は納期の遵守） | (1) 下請負人は、元請負人及び元請負人の現場管理責任者と打合せた工程を遵守する。下請負人の責に帰すべき事由によって工期又は納期が遅延した時は、元請負人が実施する対策に異議なく従うとともに、下請負人は、工期又は納期の遅延によって生じた損害を補償しなければならない。 |
| （工期又は納期の変更） | (2) 元請負人は、工期又は納期の変更を必要とする場合は、下請負人と打合せのうえ、工期又は納期の変更を求めることができる。また、必要があると認められるときは、元請負人及び下請負人が協議して見積金額を変更することができる。 |
| （契約の解除） | (3) 元請負人は、下請負人が所定の工期又は納期内に工事を完成又は完納する見込みがないと認めたときは、下請負人との契約を解除したうえ、他の者に工事を行なわせることができる。但し、天災・地変・その他正当な理由があるときは、その都度、元請負人及び下請負人が協議して定める。 |
| 27. 時間外作業等
（下請負人の責任） | (1) 下請負人は、次の各号に該当する場合は、自らの責任において作業等を実施し、その費用を負担する。

1号 下請負人の責に帰すべき事由により工事が遅延して、下請負人の時間外作業及び他の業者への応援を要請せざるを得なくなった場合。

2号 元請負人と下請負人の間の取極契約において、工程上当然時間外作業及び作業員の補充に必要性が予測される場合。 |
| （元請負人の責任） | (2) 元請負人は、次の各号に該当する場合は、元請負人及び下請負人が協議のうえ決定した費用を負担する。

1号 下請負人の責に帰すことができない事由による著しい工期の短縮により元請負人が下請負人に時間外作業を命じた場合。

2号 元請負人及び下請負人の予測できない事由により、下請負人が時間外作業、作業員の補充及び他の業者への応援等を行なった場合。 |

- | | |
|--|--|
| <p>28. 不適合の処置
 (補修)</p> | <p>(1) 元請負人が不良と認めた箇所の補修手直しは、原則として下請負人の負担とする。</p> |
| <p>(再施工・再納入)</p> | <p>(2) 下請負人は、施工途中において元請負人が不良と認めた箇所又は物品、若しくは施工後において元請負人が不良と認め不採用とした箇所又は物品については、速やかに且つ工期内に再施工又は再納入する。その費用は下請負人の負担とする。</p> |
| <p>29. 保護養生</p> | <p>下請負人は、その担当工事の引渡しまでは、保護養生の責任を負う。不適当な養生により生じた損害は、下請負人の負担とする。</p> |
| <p>(施工関連部位への保護養生)</p> | <p>(1) 下請負人は、作業中、他の施工関連部位にも損傷・汚損を与えない適切な養生を行う。特に溶接等火気作業時の火花の飛散養生は溶融片の飛散・拡散及び周辺部位への影響を防ぐためにスパッタシートを原則とする。</p> |
| <p>(工事完了後の養生)</p> | <p>(2) 下請負人が、状況的に下請負人としての責を大きく超える養生が必要と判断した場合は必ず元請負人に報告・相談すること。その協議により元請負人が必要と判断し発生する追加養生は元請負人の負担で行う。但し、報告・相談なく作業を進めた結果として元請負人に損害を与えた場合は下請負人が補償すること。</p> |
| <p>(3) 下請負人は、製品取付時において、あらかじめ元請負人との協議にて決められた製作工場で実施した養生の撤去を最小限とし、元請負人の許可無く全てを撤去しない事。取付作業上撤去をした部位は、作業終了後同等の養生を下請負人にておこない、汚れ・キズ・破損の発生を防ぐこと。それ以上の養生が必要と判断される場合は元請負人の負担にて養生を行う。ただし、養生材を長期に渡って残す事によって製品を汚す等不具合が予想される場合は、元請負人と協議する。尚、残した養生の撤去作業・クリーニングの時期については、作業所の状況等を鑑みて、元請負人と下請負人にて協議し、下請負人の負担にて実施する。</p> <p>大規模修繕工事において下請負人の工事完了後に養生の追加が必要になった場合は、元請負人の責において養生を行いこれに要する費用は元請負人にて負担する。</p> | |
| <p>30. 検査・試験
 (実施責任)</p> | <p>(1) 工事に伴う検査・試験等は、下請負人の責任において手配・段取・実施をする。</p> |
| <p>(構成員)</p> | <p>(2) 各種検査における構成員は、監理者・元請負人・下請負人及び監理者・元請負人が必要に応じて参画依頼した者とする。</p> |
| <p>(費用)</p> | <p>(3) 工事に伴う検査・試験等に要する費用は、原則として、下請負人の負担とする。但し、交通に関する費用は監理者・元請負人(監理者・元請負人が必要に応じて参画依頼した人を含む)及び下請負人各々の負担とする。</p> |

- | | |
|--------------------|--|
| (工場検査) | (4) 下請負人は見積を実施するにあたっては、元請負人が定常的に取り扱い履歴のある工場にて製作することを前提とする。下請負人の予定する製作工場が、海外を含む新規工場・新規メーカーである場合は、元請負人は、要求品質及び工程への対応能力の確認の為、必要に応じて工場検査を実施する。その際、下請負人は、全参画者のすべての費用を負担する。但し、工場見学については別途協議する。 |
| (製品自主検査) | (5) 下請負人は、製品製作途中においては、製作要領書及び元請負人の施工管理基準に則り自主検査を行い、元請負人に書面をもって報告する。 |
| (製品検査) | (6) 下請負人は、製品自主検査結果報告書の提出及び製品検査の実施後、元請負人の承認を経て現場へ搬入する。 |
| (工程内自主検査) | (7) 下請負人は、その担当工事の工事中及び工事完了後に全数自主検査を行い、自主検査記録（元請負人所定の自主検査シートがある場合は当該シートを使用のこ）を元請負人に提出する。尚、当該見積範囲の全ての完了を待たずに、極力エリアを区切って実施する事。 |
| (工事完成の通知及び元請負人の検査) | (8) 下請負人は、自主検査完了後、工事が完成した旨を書面をもって元請負人に通知し、下請負人立会のもと元請負人の検査を受ける。 |
| (検査不合格の場合) | (9) 元請負人の完成検査に合格しないときは、下請負人は遅滞なくこれを修補し、再度元請負人の検査を受けなければならない。 |
| (元請負人への引渡し) | (10) 下請負人は、元請負人の完成検査に合格したのち、書面をもって元請負人に引渡しの申し出を行う。 |
| (各種検査への立会) | (11) 下請負人は、本要項の職別要項の「検査」の項目に記載のある検査に対しては、下請負人の負担で立会うものとする。但し、作業所固有の特記要項に記載のある場合はそれを優先する。 |
| 31. 是正工事 | |
| (要求品質による仕分け) | (1) 元請負人は、元請負人の検査ほか発注者・監理者等の検査における指摘事項に対して、設計図書等による要求品質未満と要求品質以上の区別を、下請負人と行ったうえで、下請負人に対して是正指示を出すものとする。 |
| (手直しと補修の定義) | (2) 本要項において、要求品質未満の是正工事を、再施工・再納品を含めて、「手直し」と呼び、そのなかでも、キズ・汚れについては是正工事を、「補修」と呼ぶ。 |
| (手直し) | (3) 下請負人は、本項(1)にて要求品質未満と指摘された事項に対して、下請負人の負担にて手直しを実施しなければならない。 |
| | (4) 要求品質未満の原因が製品にある場合、製品検査実施での合格履歴、或い自主検査書類審査での合格履歴に係らず、下請負人の負担にて手直しする。 |

- | | |
|------------|--|
| (キズ・汚れの補修) | (5) 本項(3)に係らず、キズ・汚れの補修に関しては、明らかに下請負人の責ではないと判断される場合には、元請負人の負担とする。 |
| (検査不合格の場合) | (6) 元請負人が発注者の要望等により要求品質以上の対応を下請負人に要求する際は、元請負人の負担にて、下請負人が実施する。この場合は、21項(設計変更への対応)を準用する。 |

§3 安全衛生

- | | |
|-----------------------------------|--|
| <p>32. 安全衛生管理
（安全管理規定の遵守）</p> | <p>(1) 下請負人は、労働安全衛生法その他関係法令、取引業者安全衛生管理要領、その他安全管理に関する元請負人及び元請負人の作業所が定める諸規定を厳守するとともに、元請負人の行なう諸施策に積極的に協力し、工事施工中の安全管理及び指導を下請負人の事業主としての責任において実施しなければならない。上記を遵守せず、重大な災害・事故（ヒアリハットを含む）を起こした場合は罰則が科せられる場合がある。また、下請負人は自己の事業所における安全衛生環境の向上にも積極的に努める。</p> |
| <p>（COHSMS）</p> | <p>(2) 元請負人における「建設業労働安全衛生マシメツテム(COHSMS)」に基づく管理指示を遵守する。</p> |
| <p>（グリーンファイル）</p> | <p>(3) 取引業者安全衛生管理提出書類(グリーンファイル)を、原則GS（グリーンサイト）を利用して元請負人宛に提出し、承認を得る。</p> |
| <p>（CCUS 登録促進）</p> | <p>(4) 下請負人は本契約に係る下請負人と全ての再下請負人について、原則建設キャリアアップシステム（以下CCUS）への事業者・技能者登録に協力する。</p> |
| <p>（職長・安全衛生責任者）</p> | <p>(5) 職長・安全衛生責任者をもれなく配置し、作業手順・ルールの遵守及び適切な作業調整を実施すること。</p> |
| <p>（再下請負人の安全管理体制）</p> | <p>(6) 再下請負人における安全管理体制の整備状況を確認し、再下請負人に対して元請負人の定める安全管理項目の遵守、徹底について指導・教育する。</p> |
| <p>（シミズ・ビルライフケア
災害防止協議会）</p> | <p>(7) 「災害防止協議会または協力会」に加入し、元請負人及び同会の安全衛生施策と活動に協力する。</p> |
| <p>（特別安全協議会及び
安全協議会）</p> | <p>(8) 安全協議会及び特別安全協議会に出席し、作業所の安全活動に協力すると共に、すべての再下請負人にその内容を伝達する。</p> |
| <p>（安全工程打合せ）</p> | <p>(9) 日々の安全工程打合せに参加し、安全衛生責任者は、必要事項をもれなく連絡調整する。</p> |
| <p>（事業主自主パトロール）</p> | <p>(10) 事業主自主パトロールを毎月実施し、三現主義による安全指導を実施する。</p> |
| <p>（『一人KY』＋
『声かけ運動』）</p> | <p>(11) 不安全行動防止のため、『一人KY』＋『声かけ運動』を強力に推進する。</p> |
| <p>（法定健康診断）</p> | <p>(12) 法定健康診断の実施及びフォロー、作業前の体調把握、適正配置を行い、高齢者及び疾患による災害を防止する。</p> |

(送り出し教育)	(13) 送り出し教育を確実に実施し、その結果を元請負人に報告する。
(労災保険)	(14) 労働者災害補償保険の加入は元請負人が行なう。但し、下請負人が安全管理能力、支払能力、請負金等の法の定める基準に適合する場合には、事前に都道府県労働局長の許可を得て下請負人の負担とすることができる。
(労災保険特別加入)	(15) 下請負人が元請負人加入の労働者災害補償保険の適用のない一人親方、中小事業主等に工事を行わせるときは、その者の労働者災害補償保険の特別加入は、下請負人の責任で行う。
(1待期3日間休業補償)	(15) 下請負人または再下請負人の作業員が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため労働することができない場合の休業待期3日間の休業補償は、労働基準法第87条第2項により、下請負人が行うものとする。下請負人は、この補償を再下請負人に引き受けさせてはならない。
33. 交通の安全	
(交通安全義務)	(1) 下請負人は、道路交通法を遵守し、交通の安全に努めなければならない。工事施工中並びに通勤途中における過積載、違法駐車等は、厳に禁止する。
(交通安全にかかる費用)	(2) 資機材等の搬入搬出並びに工事施工中の道路交通確保のための誘導員は、元請負人の負担で配置する。また、当該工事に伴って発生する道路清掃の費用は下請負人の負担で行う。
34. 火災予防	当社での改修工事は火無し工法で施工することを原則とする。しかし、綿密な検討をした結果やむを得ず火気を使用せざるを得ないと判断した場合は、元請負人の許可を受け、火災予防に努めなければならない。
(火気使用)	(1) 下請負人は、溶接その他の火気を使用する場合は、下請負人の負担にて消火器、水バケツ、スパッターシート等を準備し、その都度元請負人に火気使用届を提出し、許可を受けるものとし、下請負人が定める火気使用責任者は、火気使用に際し、作業場所の巡視・点検・報告等十分な管理を行い、火災の予防に努めなければならない。その他、防火上必要な場合は監視人を配置する。火気使用作業終了後には、火気の無いことを確認のうえ、元請負人に報告すること。
(喫煙)	(2) 作業所内での喫煙は、元請負人が指定した場所で行なわなければならない。
(ガスボンベ等)	(3) 下請負人は、ガスボンベ・酸素ボンベ等を元請負人の指定する場所で保管し、下請負人の負担で日除け・立ち入り禁止等の措置を取り災害防止に努めなければならない。

- | | |
|-----------------|---|
| 35. 有機溶剤の管理 | 揮発性を有し、又は有害ガスを発生する特殊な材料を使用する場合、下請負人は所定の有資格者に作業を行なわせるとともに、その材料の保管及び施工上の安全管理に必要な処置をとらなければならない。
但し、特殊な換気を行う場合の費用は、元請負人及び下請負人が協議して定める。 |
| 36. 有資格者等の配置 | 下請負人は、作業主任者等法令で定められた作業を行なう場合は、特定の講習等の修了者に従事させ、指揮をとらせるものとする。また、下請負人は事前に作業従事者の資格者証等を元請負人に提示し、元請負人の確認を受ける。 |
| 37. 持込機械等の届出 | 下請負人は、工事のため作業所に持ち込む機械機材等については、事前に点検整備を行い、安全性の確認を行う。また、持込み前に元請負人所定の持込機械使用届を提出しなければならない。 |
| 38. 工具類・保護具類の装備 | 原則として、工具類及び保護帽・命綱・雨具等の保護具類は、下請負人の負担とする。 |
| 39. 作業の確認 | 下請負人は、毎日作業開始前及び終了後、作業内容と就労者数を元請負人に書面にて報告し、確認を受ける。 |
| 40. 整理・清掃・片付け | |
| （施 工 前） | (1) 下請負人は施工開始にあたって、前工程の片付け清掃が不十分である場合は、元請負人に改善を申し出ることができる。但し、微細なホコリ等の清掃については、下請負人の負担で行う。 |
| （施 工 中） | (2) 下請負人は、常に自己の作業場所を整理して作業を行い、毎日の作業終了後、不要材・発生材・残材・機械・工具・備品等を元請負人の指定する場所に集積又は格納して整理する。下請負人の整理清掃片付けが不十分なため、元請負人の指示により、他の業者が代行した場合、下請負人はその費用を負担する。 |
| （検 査 前） | (3) 諸検査に際し、下請負人は事前に十分な整理・清掃を行わなければならない。十分に整理・清掃が行なわれない場合は、元請負人は下請負人に代わり整理・清掃を実施し、その費用を下請負人の工事代金から控除することができる。 |
| （施 主 引 渡 前） | (4) 元請負人への引渡し後、施主引渡し前の清掃は、元請負人の負担とする。但し、明らかに下請負人の責任による場合は、下請負人の負担とする。 |

§ 4 環境保全

41. 環境保全活動
 (作業所の環境保全活動)
- (1) 下請負人は、元請負人が定める作業所における環境保全活動に対し積極的に協力し、元請負人取得のISO14000に適合する環境対策を行うこと。
- 作業所における環境保全活動**
- ・ディーゼル車排ガス規制
 - ・オゾン層の破壊防止に関するフロン・ハロンの適正処理
 - ・生態系の保全に関する配慮
 - ・地球温暖化の防止・CO2排出量の削減（アイドリングストップ、省エネ活動など）
 - ・建設副産物適正処理と資源化・減量化
 - ・熱帯材合板型枠の削減に関する配慮
 - ・騒音・振動による近隣などからのクレーム削減
 - ・オフィス業務の省力化に関する配慮
 - ・環境改善活動および環境提案活動の推進
 - ・環境ボランティア活動（地域社会との交流）等々。
 - ・石綿飛散漏洩防止
- (2) 下請負人は、環境に関連する関係法令及び元請作業所ルールを遵守するとともに、作業所の環境目標達成に協力する。
- (環境保全教育・訓練)
- (3) 下請負人は、元請負人が主催する建設副産物適正処理等に関する講習会、勉強会または作業所で実施する環境リスク対策訓練等に関する従業員および作業員を積極的に参加させる。
- (環境保全に関する周知)
- (4) 下請負人は送り出し教育などにより、元請負人が定める環境保全に関する必要な事項を関係する全ての作業員に周知させ、その結果を元請負人に報告すること。
- (不具合発生の処置)
- 下請負人に起因する環境保全上の不具合が発生した場合には立ち入り検査を含む元請負人の原因説明作業に全面的に協力する。また、その教材及び出席者の記録を保管し、元請人の求めに応じて提出する。
- (4R活動及びゼロ・エミッション活動等)
- (5) 下請負人は元請負人が定める4R活動及びゼロ・エミッション活動に協力するとともに、環境に関する改善提案・環境に関する情報など積極的に提供する。
42. 建設副産物管理
 (建設副産物発生抑制
 再資源化・適正処理)
- (1) 下請負人は廃棄物処理法、建設リサイクル法など関係法令及び元請負人の定める分別解体等の計画を遵守するとともに、建設副産物の発生抑制と再資源化（再生利用）および適正処理に努めなければならない。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (廃棄物管理
・ 処 理 手 続 き) | (2) 建設廃棄物の管理および処理手続きは元請負人が行う。元請負人は指定の廃棄物保管場所の廃材の搬出処理手続きを一括して行う。 |
| (建設資材などの搬入) | (3) 下請負人は建設資材等の搬入について必要分だけ搬入し、余剰が発生した場合は責任を持って再利用を図る。再利用のための余剰資材の搬出は下請負人の負担とする。 |
| (建設資材の梱包・養生) | (4) 下請負人は建設資材の搬入をする場合、梱包および養生は元請負人と打合せのうえ、必要最小限とし過剰な梱包および養生はしない。 |
| (建設廃棄物の
集積・分別・処分) | (5) 下請負人は元請負人の指定する保管場所に廃棄物を集積し、元請負人の指示により分別をする。処分費用については、元請負人及び下請負人の協議の結果、下請負人の責によるものおよび下請負人から依頼のあったものは、下請負人が負担する。 |
| (特定建設資材廃棄物
の再資源化) | (6) 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用については、事前に元請負人と下請負人の間の契約又は元請負人が下請負人に告知した単価に基づき、元請負人及び下請負人との協議のうえ、下請負人の責によるもの及び下請負人から依頼のあったものは、下請負人が負担する。 |
| (作業所内焼却処理) | (7) 原則として、作業所内における焼却処理は禁止する。 |
| 43. 水質汚染防止
(海洋・河川近接工事等) | (1) 下請負人は海面・河川上での工事又は近接工事において、元請負人と水質の汚染防止に必要な事項を協議のうえ工事に着手し、建設資材や廃棄物が海洋・河川に落下しないような十分な配慮をしなければならない。 |
| (洗浄水の処理等) | (2) 下請負人は洗浄水を処理する場合は、元請負人の指示に基づき適正に処理しなければならない。 |
| 44. 有害化学物質
(有機溶剤など) | (1) 下請負人の使用する材料についてはホルムアルデヒド等の有害化学物質に関する設計図書の仕様および元請負人所定の仕様を充足しなければならない。また、下請負人は有害化学物質を含む可能性の高い材料に関しては化学物質等安全データシート（SDS）を元請負人に提出するとともに、所定の有資格者に指揮をとらせ関係する作業員に保管場所や注意事項などの必要な事項を周知させなければならない。 |
| (石 綿) | (2) 下請負人は石綿を含有しない材料を使用しなければならない。 |

45. 特殊な建設廃棄物の管理

(特別管理産業廃棄物)

(1) 解体工事、改修工事等で発生する「廃石綿等」、蛍光灯安定器等の「廃PCB」「廃油、廃酸、廃アルカリ」の取り扱いについて、下請負人は元請負人と必要な事項を協議のうえ、工事に着手しなければならない。

(汚染土壌・建設汚泥)

(2) 汚染土壌発生の疑いがある工事において下請負人は元請負人と必要な事項を協議のうえ、工事に着手しなければならない。

第3章 職別要項

No.1 仮設とび工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|------------------------------|--|
| <p>1. 資材・機材
(資材・機材)</p> | <p>(1) 使用資材・機材は、原則として下請負人が手配、準備をし使用する。</p> |
| <p>(資材・機材の運搬
及び積み卸し)</p> | <p>(2) 資材・機材は入場・返却及び現場内車両積み卸しは、全て下請負人の負担とする。</p> |
| <p>2. 製作要領書・
施工要領書等</p> | <p>下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。</p> |
| <p>3. 施 工
(高 所 作 業)</p> | <p>(1) 鉄骨建方及び足場組立解体における高所作業時の先行親綱張りは下請負人の負担とする。</p> |
| <p>(足場の足元固定等)</p> | <p>(2) 下請負人は、元請負人の仮設計画及び元請負人の安全管理標準に基づき施工し、足元固定・壁つなぎ等に要する手間は、下請負人の負担とする。</p> |
| <p>(足場の補強・保守
・養生)</p> | <p>(3) 足場の耐力上必要な補強、法令上必要な看板等(支給品)の取付は下請負人の負担とする。</p> |
| <p>(足 場 板)</p> | <p>(4) 足場板の配列は、元請負人の指示により下請負人が行い、費用は下請負人の負担とする。</p> |
| <p>(棧 橋)</p> | <p>(5) 棧橋の手摺・踏棧・巾木の取付け、取外しは元請負人の指示により下請負人が行い、その費用は下請負人の負担とする。</p> |
| <p>(機器類の設置・解体)</p> | <p>(6) 設置機械類の定着用基礎工事は元請負人が行う。労働基準監督署関連の検査の立会いは下請負人の負担とする。</p> |
| <p>4. 保守・点検・補修</p> | <p>(1) 足場・資材・機材・諸設備等の設置期間中の点検は下請負人が行い、補修・保守については元請負人の負担とする。</p> <p>(2) 悪天候、地震後の足場の点検は下請負人が行い、点検記録を元請負人に提出する。</p> |
| <p>5. 検 査</p> | <p>下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。</p> |

No.2 山留め・連続壁工事・アースアンカー工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

<p>1. 機 材 (使用機材)</p>	<p>(1) 使用機材は、原則として下請負人の負担とする。</p>
<p>① 補強鉄板</p>	<p>(2) 重機の足元養生鉄板、場内走行路作成用鉄板は下請負人負担とする。鉄板の敷込及び盛替は下請負人の負担とする。</p>
<p>② 荷降ろし用枕木</p>	<p>(3) 荷降ろし用バタ角等枕木は下請負人負担とする。</p>
<p>③ 土壌改良剤</p>	<p>(4) 汚泥として場外搬出する際、或いは場内集積・敷均し時に必要となった土壌改良剤は下請負人負担とする。</p>
<p>④ 測量機器</p>	<p>(5) 測量機器については元請負人負担とするが、使用前の点検・保守管理は下請負人が責任を持って行うこと。</p>
<p>⑤ 使用機材・重機</p>	<p>(6) 使用機材は、組立・解体用クレーンを含み、下請負人の負担とする。</p>
<p>⑥ 砂</p>	<p>(7) 親杭等引き抜き後の埋め戻し用砂は下請負人の負担とする。</p>
<p>(資材・機材の運搬及び積み卸し)</p>	<p>(8) 資材・機材は入場・返却及び現場内車両積み卸しは、全て下請負人の負担とする。</p>
<p>2. 特 車 申 請</p>	<p>工事に必要な特車申請は下請負人の負担で工期に影響ないように速やかに取得する事。</p>
<p>3. 製作要領書・ 施工要領書等</p>	<p>下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加え山留め計画図、同左計算書を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。</p>
<p>4. 施 工 (転倒防止)</p>	<p>(1) 下請負人は作業に応じた重機の安定度計算を行い、安定度が基準値以上であることを元請負人に報告しなければならない。</p>
<p>(墨出し)</p>	<p>(2) 工事に必要な墨出しは、元請負人の負担とする。</p>
<p>(足場)</p>	<p>(3) 工事に必要な足場の整備は元請負人の負担にて行う。</p>
<p>(安全設備)</p>	<p>(4) 下請負人が持ち込んだ資機材の安全設備対策については下請負人の負担で行なう。工事に必要な安全設備対策（作業区画表示、杭穴養生等）は、下請負人が行い、その費用は下請負人の負担とする。但し、材料は、元請負人の負担とする。</p>

(溶接・溶断)	(5) 溶接・切断は、下請負人の負担とする。
(建設発生土)	(6) 工事に伴い発生する残土は、下請負人の負担により、場内集積・或いは敷均しとする。
(汚泥)	(7) 産業廃棄物である汚泥が発生する場合は、原則分離取極とし、積込みまでは下請負人の負担とする。 分離取極をしない場合であっても、元請負人と「建設廃棄物処理委託契約」を締結した収集運搬・処分業者に処理を委託し、元請負人がその委託費を直接支払うものとする。元請負人が直接支払った委託費は、下請負人の工事代金から控除する。
(六価クロム)	(8) 下請負人は元請負人が事前に実施する六価クロム溶出試験等の所定の措置に協力する。
(地中障害物)	(9) 地中障害物の撤去は、予期せぬ地中障害含め元請負人の負担とする。下請負人は、地層に変化を生じた場合を含め施工に障害が発生した場合は速やかに元請負人に報告し、対策を協議する事。
5. 保守・点検・補修	日常点検は元請負人にて実施。下請負人の責に帰する施工不良による再施工・補修費用等の諸費用は下請負人の負担とする。
6. 検査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。
7. その他の工種別事項	
(山留め止水壁)	(1) 山留め止水壁において漏水が発見された場合の調査・補修については、元請負人の指示により下請負人が行う。漏水の原因が下請負人の責に帰する場合の調査・補修費用は、下請負人の費用とする。
(切梁・構台)	
①仮サポート入れ等	(2) 山留め・構台架け出しに安全上必要な仮サポート入れ・キャンバー締め・切梁の盛替えは、下請負人の負担とする。
②使用後の整理	(3) 山留めに使用したプレート・ボルト・緊結金物・キャンバー等の整理及び指定場所迄の集積は、下請負人の負担とする。
③裏込め等	(4) 切梁裏込については既製キャンバーを原則とし下請負人の負担、前記使用不可の部位についてはコンクリート充填とし、元請負人の負担とする。構台乗入コンクリートは元請負人の負担とする。
④土圧計	(5) 土圧計の取付け、ばらしは下請負人の負担とする。
(親杭・シートパイル)	
①引抜・空隙充填	(6) 親杭・シートパイル等の工事中および引抜き時の清掃および引抜き後の空隙部の埋戻は下請負人の負担とする。ただし、埋戻の方法・手順については元請負人との協議による。
(アースアンカー)	(7) 山留め止水壁のアースアンカーの施工については、下請負人の責任において、止水効果のある工法を採用すること。

No.3 溶接鍛冶工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|--|---|
| <p>1. 支給材・貸与材
(溶接棒及び機器等)</p> | <p>(1) 溶接用機械器具及び溶接棒・アセチレン・酸素その他必要な補助材料・消耗品等は、下請負人の負担とする。</p> |
| <p>2. 施 工
(火 気 養 生)

(火 災 予 防)

(保 護 具)

(換 気 設 備)</p> | <p>(1) 共通要項第29項を遵守のこと。

(2) 共通要項第34項を遵守のこと。

(3) 溶接作業時は保護マスク、保護メガネ等の保護具を下請負人の責において適切に使用すること。

(4) 換気設備については、元請負人の負担とする。</p> |
| <p>3. 検 査</p> | <p>下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。</p> |

No.4 解体工事(建屋)

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|--|--|
| <p>1. 施工内容の明示
(解体内容の告知)

(施 工 範 囲)</p> | <p>(1) 下請負人は、元請負人が告知する、建設リサイクル法に則った分別解体等の方法、再資源化するための施設の名称及び所在地等、都道府県知事への届出事項を十分に理解すること。

(2) 下請負人の施工範囲は、解体作業と解体途中における倒壊防止のための処置等安全確保に必要な諸作業、解体材及び発生材の処分、整地及び整理迄とする。作業所固有の特記要項を確認しても不明な箇所がある場合は、見積実施前に元請負人に質疑を出すか、条件付した内容を見積書に記載のこと。</p> |
| <p>2. 支給材・貸与材
(共 通 要 項)</p> | <p>支給材・貸与材の取扱については、共通要項第9項～第12項による。</p> |
| <p>3. 特 車 申 請</p> | <p>工事に必要な特車申請は下請負人の負担で工期に影響ないように速やかに取得する事。</p> |
| <p>4. 製作要領書・
施工要領書等</p> | <p>下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加え「2次以降を含む全ての解体工事業者登録一覧表」を工事着手前に提出し、承認を受けなければならない。</p> |

- | | |
|--|---|
| <p>5. 施 工
 (転 倒 防 止)</p> | <p>(1) 下請負人は作業に応じた重機の安定度計算を行い、安定度が基準値以上であることを元請負人に報告しなければならない。</p> |
| <p>(解 体 の 着 手)</p> | <p>(2) 下請負人は、引き込みガス・電気・水道等の地中埋設物についての撤去状況を元請負人に確認をし、許可を得た上で解体に着手すること。</p> |
| <p>(養 生 用 足 場 等)</p> | <p>(3) 養生用足場・シート等の架け出し及び解体に伴う足場つなぎの盛替えは、下請負人の負担にて行う。</p> |
| <p>(近 隣 対 策)</p> | <p>(4) 下請負人は、元請負人と協議のうえ定められた作業時間を遵守する。</p> |
| <p>①作業時間</p> | <p>(5) 下請負人は、市街地における解体工事について、騒音・振動の極力少ない方法を検討・配慮のうえ、近隣及び第三者に迷惑を掛けないよう努める。</p> |
| <p>②騒音・振動</p> | <p>(6) 解体に伴う塵埃防止のための散水は、元請負人の指示により、下請負人が行う。但し、散水設備は元請負人が貸与する。</p> |
| <p>③塵埃防止</p> | <p>(7) 共通要項第34項を遵守のこと。</p> |
| <p>(火 災 予 防)</p> | <p>(7) 共通要項第34項を遵守のこと。</p> |
| <p>6. 解体材・発生材
 (有資格者等の配置及び
 工事業登録標識の)
 掲示</p> | <p>(1) 特定建設資材を用いた建築物など解体及び解体を伴う改修工事において、下請負人は主任技術者及び建設リサイクル法に定める技術管理者等の配置及び解体工事業登録標識の掲示等を行なう。</p> |
| <p>(分 別 解 体 の 実 施)</p> | <p>(2) 下請負人は元請負人が定める分別解体等の計画に基づき、特定建設資材等の分別解体を行なう。</p> |
| <p>(引 取 り 材 の 整 理)</p> | <p>(3) 分別解体の実施、解体後の設備機器・スクラップ材等引取り材の整理、及び指定場所迄の集積は、下請負人の負担とする。</p> |
| <p>(産 廃 処 理)</p> | <p>(4) 産業廃棄物に該当する解体材及び発生材処分は、原則分離取極とする。
 元請負人は別途元請負人所定の「建設廃棄物処理委託契約」を収集運搬・処分業者と締結する。
 分離取極めをしない場合であっても、元請負人と「建設廃棄物処理委託契約」を締結した収集・運搬・処分業者に処理を委託し元請負人がその委託費を直接支払うものとする。元請負人が直接支払った委託費は、下請負人の工事代金から控除する。</p> |

(ガラ混じり土)	(5) 解体ガラについては全て搬出すること。不可抗力としてガラ混じり土の発生が予想される場合は、事前に搬出方法その他扱いについて協議する事。
(特別管理産業廃棄物)	(6) 工事の途中で不測の廃石綿等の特別管理産業廃棄物が発生した場合、下請負人はただちに元請負人に報告し、その指示を受ける。また、その(廃石綿などの)撤去を行う場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者等の資格を有する者に指揮をさせる。
(焼却処分の禁止)	(7) 解体材及び発生材の作業所内での焼却処分は禁止する。
7. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。
8. 精 算	(1) 工事の施工範囲は、面積の増減、工法の変更以外は一式無増減とし、発生する産業廃棄物・特別管理産業廃棄物については、下請負人の責任数量とする。 (2) 実際に運搬処分した数量が契約数量(上記責任数量)を超えた場合は、責任数量を超えた部分を下請負人の責任として下請負人から控除する。逆に処理数量が減になった場合は、責任数量範囲内ということで減額しない。 (3) 解体面積が増減した場合には増減精算する。 解体工法が変更になったことによる金額増減は元請負人と下請負人の協議により決定する
9. 損 害 の 補 償	工事遅延・施工不良・安全不備等下請負人の責に帰すべき事由により元請負人に損害を及ぼした時は、下請負人は元請負人の損害を補償する。

No.5 既製杭打工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 資 ・ 機 材 (使 用 機 材)	(1) 使用機材は、原則として下請負人の負担とする。
① 補 強 鉄 板	(2) 重機の足元養生鉄板、場内走行路作成用鉄板は下請負人負担とする。鉄板の敷込及び盛替は下請負人の負担とする。

② 荷降ろし用枕木	(3) 荷降ろし用枕木は下請負人負担とする。
③ 土 壤 改 良 剤	(4) 汚泥として場外搬出する際、或いは場内集積・敷均し時に必要となった土壌改良剤は下請負人負担とする。
④ 測 量 機 器	(5) 測量機器については元請負人負担とするが、使用前の点検・保守管理は下請負人が責任を持って行うこと。
⑤ 使用機材・重機	(6) 使用機材は、組立・解体用クレーンを含み、下請負人の負担とする。
2. 特 車 申 請	工事に必要な特車申請は下請負人の負担で工期に影響ないように速やかに取得する事。
3. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加え「大臣認定工法に関する書類」を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。
4. 製 品	製品の見積範囲は製品本体及び附属品・運送費（現場車上渡し）・諸経費迄とする。
5. 施 工	
（ 転 倒 防 止 ）	(1) 下請負人は作業に応じた重機の安定度計算を行い、安定度が基準値以上であることを元請負人に報告しなければならない。
（ 墨 出 し ）	(2) 杭芯の墨出しは元請負人の負担とする。
（ 地 中 障 害 物 ）	(3) 地中障害物の撤去は、予期せぬ地中障害含め元請負人の負担とし、施工に障害が発生した場合は速やかに元請負人に報告し、対策を協議する事。
（ 施 工 記 録 写 真 ）	(4) 施工記録写真の撮影は元請負人の負担とするが、その撮影に協力する事。
（ 杭 穴 養 生 及 び 埋 戻 ）	(5) 杭穴の養生・転落防止については、必要材料は元請負人の支給とし、下請負人負担にて行う。埋戻については下請負人の負担で行う。
（ 建 設 発 生 土 ）	(6) 工事に伴い発生する残土は、下請負人の負担により、場内集積・或いは敷均しとする。
（ 汚 泥 ）	(7) 産業廃棄物である汚泥が発生する場合は、原則分離取極とし、積込みまでは下請負人の負担とする。 分離取極をしない場合であっても、元請負人と「建設廃棄物処理委託契約」を締結した収集運搬・処分業者に処理を委託し、元請負人がその委託費を直接支払うものとする。元請負人が直接支払った委託費は、下請負人の工事代金から控除する。

(溶接)	(8) 下請負人は、所定の有資格者に杭のジョイント部の溶接を行わせ、元請負人の検査を受ける。
(載荷試験)	(9) 載荷試験は、元請負人の負担とする。
6. 検査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)、(各種検査への立会・・監理者検査)を遵守しなければならない。
7. 施工報告書	下請負人は、検査の都度結果を元請負人に報告し、施工完了後、検査記録を含む施工報告書を速やかに元請負人に提出する。
8. 施工不良	明らかに下請負人の責による施工不良が生じた場合の再施工・補修費用及び基礎梁等への補強等の諸費用は、下請負人の負担とする。
9. 材料持施工	本要項は、材料持施工に対しても準用する。

No.6 場所打杭工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 資・機材 (使用機材)	(1) 使用機材は、原則として下請負人の負担とする。
① 補強鉄板	(2) 重機の足元養生鉄板、場内走行路作成用鉄板は下請負人負担とする。鉄板の敷込及び盛替は下請負人の負担とする。
② 荷降ろし用枕木	(3) 荷降ろし用バタ角等枕木は下請負人負担とする。
③ 土壌改良剤	(4) 汚泥として場外搬出する際、或いは場内集積・敷均し時に必要となった土壌改良剤は下請負人負担とする。
④ 測量機器	(5) 測量機器については元請負人負担とするが、使用前の点検・保守管理は下請負人が責任を持って行うこと。
⑤ 使用機材・重機	(6) 使用機材は架け出し用クレーンを含み、下請負人の負担とする。
2. 特車申請	工事に必要な特車申請は下請負人の負担で工期に影響ないように速やかに取得する事。
3. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加え「大臣認定工法に関する書類」を工事着手前に提出し、承認を受けなければならない。
4. 施工 (転倒防止)	(1) 下請負人は作業に応じた重機の安定度計算を行い、安定度が基準値以上であることを元請負人に報告しなければならない。

(施 工 範 囲)	(2) 下請負人の施工範囲は、掘削・鉄筋加工組立・鉄筋建て込み・スライム処理・コンクリート打設・埋戻し迄とする。
(墨 出 し)	(3) 杭芯の墨出しは元請負人の負担とする。
(誘導員・交通誘導員)	(4) 資機材の搬出入等の際に元請負人が保安上特に必要と認めた誘導員・交通誘導員は、元請負人の負担で配置する。但し、場内誘導は下請負人の負担とする。
(清 掃)	(5) 生コン車・ダンプ車等の場内誘導、及び作業所周辺道路の清掃は、下請負人の負担とする。
(飛 散 防 止 処 置)	(6) 仮囲及びその上部の周辺養生シート設置は元請負人の負担とする。但し日常管理は下請負人とする。
(鉄 筋 養 生)	(7) 躯体定着部分の鉄筋養生は、材料は元請負人の支給とし、施工は下請負人の負担とする。
(地 中 障 害 物)	(8) 地中障害物の撤去は、予期せぬ地中障害含め元請負人の負担とし、施工に障害が発生した場合は速やかに元請負人に報告し、対策を協議する事。
(施 工 記 録 写 真)	(9) 施工記録写真の撮影は元請負人の負担とするが、その撮影に協力する事。
(杭 穴 養 生 及 び 埋 戻)	(10) 杭穴の養生・転落防止については、必要材料は元請負人の支給とし、下請負人負担にて行う。埋戻については下請負人の負担で行う。
(建 設 発 生 土)	(11) 工事に伴い発生する残土は、下請負人の負担により、場内集積・或いは敷均しとする。
(汚 泥)	(12) 産業廃棄物である汚泥が発生する場合は、原則分離取極とし、積込みまでは下請負人の負担とする。 分離取極をしない場合であっても、元請負人と「建設廃棄物処理委託契約」を締結した収集運搬・処分業者に処理を委託し、元請負人がその委託費を直接支払うものとする。元請負人が直接支払った委託費は、下請負人の工事代金から控除する。
(載 荷 試 験)	(13) 載荷試験は、元請負人の負担とする。
5. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)、(各種検査への立会・・・監理者検査)を遵守しなければならない。
6. 施 工 報 告 書	下請負人は、検査の都度結果を元請負人に報告し、施工完了後、検査記録を含む施工報告書を速やかに元請負人に提出する。

7. 施工不良 (余盛)	(1) 明らかに下請負人の責による施工不良が生じた場合の再施工・補修費用及び基礎梁等への補強等の諸費用は、下請負人の負担とする。
	(2) 指示を大きく超える余盛りの処理について、明らかに下請負人の責と認められる場合は、下請負人の負担とする。
8. 材料持施工	本要項は、コンクリート・鉄筋材料持ち込み施工施工に対しても準用する。

No.7 コンクリート材料

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 配合計画書	コンクリート配合計画書は、JIS A 5308 レディーミクストコンクリートの規定もしくは建設基準法第37条による国土交通大臣の認定に適合した配合とし、生コン製造工場は元請負人に、JIS認証品、JIS規格適合品、大臣認定品であることを証明し、表示する。
2. 試験	コンクリートの品質管理・検査については、JIS及びJASS5及下請負人は、コンクリート打設に支障をきたさないよう事前に元請及び各都道府県（又はそれに準ずる関係官庁）の取扱要項の定めるところに従って実施し、その費用は下請負人の負担とする。但し、公的機関での試験費用は元請負人の負担とする。
3. 連絡員・安全監視員の配置	下請負人は、コンクリート打設に支障をきたさないよう事前に元請負人と打ち合わせ、必要な場合には、連絡員を下請負人の責任において配置し、確実な供給を確保する。
4. 損害の補償 (納入の補償)	(1) 下請負人の責に帰すべき事由によりコンクリート打設に支障をきたし、元請負人に損害を及ぼした場合、下請負人は元請負人の損害を補償する。元請負人の責めに帰すべき事由によりコンクリートが使用不能となった場合の補償については、元請負人の負担とする。その他の場合は、元請負人及び下請負人が協議して定める。
(品質の補償)	(2) 下請負人は、使用材料の不良若しくは配合の誤りから打設後に品質不良が発見され、その結果、建物その他建築物等に構造的な補強若しくは再納入、再打設又は取りこわし等が生じた場合、その費用は下請負人の負担とする。但し、特別な事情が存在するときは、金額については、元請負人及び下請負人が協議のうえ定めることができ
(損害の賠償)	(3) 前号により元請負人が注文者等から損害の賠償を求められた時は、の損害金負担の割合を元請負人及び下請負人が協議のうえ定める。

No.8 コンクリート打設工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 使用機材 | |
| ① 打設用機材 | (1) 打設用機材（各種パイプレーター等）は元請負人の負担とする。 |
| 2. 製作要領書・
施工要領書等 | 下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。 |
| 3. 施工 | |
| （人員配置） | (1) 元請負人より提示された、階別数量・工区分け計画・ポンプ車・生コン車の配置計画・台数に基づいて、当該躯体の特性を理解し、要求品質を達成するために必要な人員を配置する事。 |
| （夏季・冬季の打設） | (2) 夏季の猛暑日、冬季の氷点下時での打設において生じる人員配置の見直しについては、下請負人の請求により、元請負人と下請負人の協議により別途定めることができる。 |
| （段取） | (3) コンクリート打設に必要な機材の配備、段取、飛散防止養生については、下請負人の負担で行う。 |
| （誘導員・交通誘導員） | (4) 資機材の搬出入等の際に元請負人が保安上特に必要と認めた交通誘導員は、元請負人の負担で配置する。但し、場内誘導は下請負人の負担とする。 |
| （道路清掃） | (5) 生コン車の出入りによる作業所周辺道路の清掃は、下請負人の負担とする。 |
| （打設前片付け・清掃） | (6) コンクリート打設前の片付け・清掃は元請負人の負担で行う。 |
| （型枠水湿し） | (7) コンクリート打設当日の型枠水湿しは下請負人の負担で行う。 |
| （根巻） | (8) 型枠足元の吹き出しが予想される部位の根巻等吹き出し防止処置は、元請負人の負担で下請負人が実施する。コンクリート打設の結果漏れ出したコンクリート等の片付けは下請負人の負担で行う。 |
| （飛散防止処置） | (9) 敷地外への生コンの飛散が予想される場合の養生シート設置等の防止処置は元請負人の支給材により、下請負人の負担で行う。 |
| （鉄筋洗い） | (10) コンクリート打設に伴って汚れた鉄筋の水洗いは、下請負人の負担で行う。 |
| （片付け） | (11) コンクリート打設に伴って発生したコンクリートのこぼれの片付け、打設用機器の水洗いは下請負人の負担で行う。 |

	(12) 但し、デッキスラブの下階や打継部分の清掃など特殊な清掃等に関しては、元請負人の負担にて行う。
(残コン処理)	(13) ポンプ車ホッパー内残コンの処理は下請負人の負担とする。
(天端ならし)	(14) 天端のならしは、下請負人の負担とする。
(打設中の散水養生)	(15) コンクリート面への打設日の散水等は、天候等を勘案して元請負人の指示により元請負人の負担で下請負人が行う。
(雑コンクリート打設)	(16) 仮設開口部及びあとやり部分の後打コンクリート打設は、下請負人が行い、直下階は下請負人の負担、それ以外は元請負人の負担とする。
4. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。
5. 施 工 不 良	コンクリート打設後発見された施工不良が明らかに下請負人の責に帰すると認められた場合、下請負人は元請負人の指示に従い完全に補修する。元請負人が代わって補修した場合、元請負人はその費用を下請負人の工事代金から控除することができる。但し、元請負人は、不良個所の発生の原因をコンクリート打設に係る全下請負人と協議し、元請負人を含めたその責の割合に応じて控除するものとする。
6. ポンプ車による打設	ポンプ車によるコンクリート打設に伴う配管・盛替え・運転・保守は、ポンプ車を配車する下請負人の負担とする。その他必要事項については、前各項を準用する。 配管等の不具合に備え、予備ホース・予備配管の携行を行う事。ポンプ車の事故による使用不能の場合の生コンクリートの費用やコンクリートのコールドジョイントの発生による処置費用は、下請負人の負担とする。

No.9 土 工 事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 資 ・ 機 材	費用は原則として下請負人の負担とする。
①補強鉄板	(1) 場内走行路作成用鉄板は元請負人負担とするが、その敷込・盛替は下請負人の負担とする。
②土壌改良剤	(2) 残土搬出時に必要となる土壌改良材は元請負人の負担とする。
③測量機器	(3) 測量機器については元請負人負担とするが、使用前の点検・保守管理は下請負人が責任を持って行うこと。

④土工用機器	(4) ベルトコンベア、ソイルコンパクター等土工用機器は元請人の負担とする。
⑤掘削重機	(5) 掘削重機に関しては下請負人の負担とする。
	(6) 掘削重機の揚重に関しては、元請負人の負担にて手配にてされた揚重機にて下請負人が行う。
2. 特 車 申 請	工事に必要な特車申請は下請負人の負担で工期に影響ないように速やかに取得する事。
3. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。
4. 施 工 (誘導員・交通誘導員)	(1) 資機材の搬出入時及びダンプ車に対する交通誘導員は、元請負人の負担で配置する。但し、場内誘導は下請負人の負担とする。
(道 路 清 掃)	(2) ダンプ車等についた汚れ・土砂、特にタイヤ洗いは下請負人の負担にて行うとともに、毎日作業終了時の作業所周辺道路の清掃は、下請負人の負担とする。清掃に使用するハイウォッシャー・スパッツ等の機材は、下請負人と元請負人の協議に基づき、必要と判断される場合は元請負人より支給する。
(車 両 待 機)	(3) ダンプ車の待機については、無線等の処置により、近隣に迷惑がからないように努めなければいけない。
(建 設 発 生 土)	(4) 下請負人は建設発生土の処分にあたり場内での埋戻等の再利用を優先に考慮し、場外搬出の必要がある場合は元請負人と事前に処理場などの確認すべき事項を協議し、元請負人の要求する関係書類の作成を行い、元請負人による行政への提出・許可取得のうえで処分しなければならない。
(土 質 調 査)	(5) 土質調査に係る費用は元請負人の負担とする。
(汚 泥)	(6) 汚泥や管理型土が発生し、下請負人が汚泥や管理型土の運搬・処分を行う場合は、元請負人が委託契約を締結した業者に委託しなければならない。また、工事途中で排出土が汚泥や管理型土と判断された場合は、工事契約の変更として元請負人及び下請負人が協議のうえ変更金額を定める。但し、管理型土であるか否かについては、元請負人が事前に法に基づき調査・確認・下請負人への周知を行ったうえで、法に基づく運搬・処分を元請負人の負担で行う。

(水 替)	(7) 柱状図等により事前に想定できる、湧水・雨水の処理に必要な釜場・排水路の設置及び盛替は水替費用として下請負人の負担にて行う。その設置に必要な資機材については元請負人が支給する。但し、想定外の量の湧水の発生等の状況においては元請負人と下請負人にて誠意を持って協議する。
(山留壁等のケレン・清掃)	(8) 事前に想定できる、山留壁、構台杭、杭等のケレン・清掃は、山留壁のケレン・清掃費として下請負人の負担にて行う。但し、斫工事が伴う想定外の状況においては元請負人と下請負人にて誠意を持って協議する。
(幕板入れ)	(9) 山留幕板入れにおける幕板切り合わせ・裏込めは、元請負人の支給にて、下請負人の負担にて行う。但し、地下水位が高い、含水量が多い、湧水がある等、事前に確認したボーリングデータと大きくかけ離れた状態である場合は、元請負人及び下請負人が協議の上、変更金額を定めるものとする。
(コンベア)	(10) コンベアが必要な場合は、元請負人の支給とし、その設置・盛替については下請負人の負担にて行う。
(埋戻用土砂)	(11) 場外から搬入する埋戻し用土砂については、事前に土砂の種類等を検討の上、元請負人の他の現場からの搬出土の利用を優先的にすること。
(埋戻)	(12) 埋戻しに必要な余盛り・突き固め・水締め及び転圧は、見積条件に明記されている仕様により、下請負人の負担とする。
(地中障害)	(13) 地中障害物の撤去は、予期せぬ地中障害含め元請負人の負担とし、施工に障害が発生した場合は速やかに元請負人に報告し、対策を協議する事。
5. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。

No.10 型 枠 工 事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 資 機 材	
①測量機器	(1) 測量機器については元請負人負担とするが、使用前の点検・保守管理は下請負人が責任を持って行うこと。
②使用機材	(2) 元請負人と下請負人との協議にて必要とされた資材揚重用クレーン、高所作業車、フォークリフト等の機材類は元請負人の負担とする。
③足場の追加	(3) 追加の足場が必要な場合は元請負人に申し出、協議する事。必要と判断された場合の仮設費用は元請負人の負担とする。

- | | |
|-----------------------------|---|
| <p>2. 製作要領書・
施工要領書等</p> | <p>下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。</p> |
| <p>3. 材料持施工
(墨出し)</p> | <p>(1) 基準墨出しのみ元請負人負担とし、以下の墨出し他は下請負人負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型枠建込用墨出し(小墨) ・打継目地、誘発目地、打込み金物用墨出し ・差筋用墨出し及び穴あけ。但し、元請負人は下請負人に対して差筋墨出しに必要な資料を具体的に提示するものとする。 ・天井インサートが下請負人負担の場合の天井インサート墨出し。但し、特殊なインサート割付図による墨出しは元請負人の負担で下請負人が行う。 |
| <p>(型枠材料)</p> | <p>(2) 型枠材料及び型枠組立用鋼製資材の運搬、集積、積み下ろし手間、及び残材の集積、場外搬出処分は下請負人の負担による。下請負人は、原寸・矩計・組立図を作成し、元請負人の承認を受ける。</p> |
| <p>(グリーン購入法)</p> | <p>(3) 型枠合板の選択にあたっては、原木の生産された国又は地域における森林に関する法定に照らして手続きが適切になされたものである他、グリーン購入法等関連法令の主旨を理解し、環境負荷の少ないものとするように努めること。</p> |
| <p>(型枠取付)</p> | <p>(4) 下請負人は、水平継ぎ・根がらみの設置、牀[°]-ト足元固定等、安衛法を順守するとともに、元請作成型枠組立図・計画図に基づき組立を行うこと。</p> <p>(5) 基礎のり蓋および躯体吹き出し部分(窓・階段等)の蓋型枠は下請負人の負担とする。</p> |
| <p>(型枠取付の精度)</p> | <p>(6) 型枠の取付精度は部位毎に数値を定め、施工要領書に明記し、元請負人の承認を受けなければならない。また、同取付精度はコンクリート打設完了まで保持することとし、下請負人の負担で行なう。</p> |
| <p>(打継型枠等)</p> | <p>(7) 型枠材転用の為の駄目穴の設置及び復旧については下請負人の負担とする。それ以外の仮設開口に関しては、元請負人の負担とする。</p> <p>(8) エアフェンス、ラス等、木材以外による打継ぎ型枠については元請負人負担とする。</p> |
| <p>(特殊型枠)</p> | <p>(9) ほんざね型枠・メタルフォーム等の特殊型枠については、作業所固有の特記要項による。不明点がある場合は、見積時に作業所に確認のする、若しくは下請負業者にて設定した見積条件を付記すること。</p> |

- | | |
|---------------|--|
| （型 枠 解 体） | (10) 解体材の釘仕舞、ケレン及び指定場所への集積・整理、根巻モルタル・コンクリート釘の撤去は下請負人の負担にて行う。 |
| （解 体 後 の 清 掃） | (11) 上記による発生材を含み、型枠解体後の掃き掃除（1回）は、下請負人の負担とする。 |
| （補 助 打 込 材） | (12) セパレーター・欠込用打込材(あんこ材)・面木・目地棒については下請負人の負担とし、それ以外は元請負人の支給材とする。
本見積に項目立てしている・していないに係らず、全ての打込み材（スタイロフォーム、建築スリーブ、ルーフトレーン、アンカーボルト、タラップ、丸管等）の取付は元請負人の指示により下請負人の負担にて行う。 |
| （識 別 措 置） | (13) 下請負人は、自社保有材料の識別措置を講じ、作業所からの搬出の際には元請負人の立会いを受ける。 |
| （清 掃） | (14) 下請負人は、下請負人の負担にて、組立完了場所の木屑・金物等の片付け・整理・清掃、及び柱・壁内、梁底・スラブ底の鋸屑の清掃を行い、元請負人の確認を受ける。 |
| （掃 除 穴） | (15) 型枠の掃除穴取付及びふさぎは、元請負人の指示に従い、下請負人の負担とする。 |
| （相 番） | (16) 下請負人は、コンクリート打設にあたり、元請負人の指示に従い下請負人の負担で相番を配置し、型枠の健全性、精度確保を行うこと。 |
| （型枠残材の適正管理） | (17) 元請負人と下請負人の間で材料持施工で請負契約を締結した場合の型枠残材の所有権は、下請負人が保有する。

(18) 元請負人の作業所において使用不能となった型枠廃材は、元請負人の作業所から発生した産業廃棄物として元請負人がその責任において適正に処理する。

(19) 元請負人の作業所において使用可能な型枠残材は、下請負人が無駄にせず、可能な限り有効活用すること。この場合、下請負人の加工場に持ち帰るものとする。

(20) (19)について、事後トラブル防止のため、下請負人は元請負人の作業所に対して、元請負人所定の「使用可能型枠残材搬出票」を搬出の都度提出し了解を得るものとする。

(21) 下請負人の加工場において発生する産業廃棄物の処理については、下請負人がその責任を負う。下請負人は、必ず法の許可を有する処理業者に委託するなど法に則り適正に処理しなければならない。 |

(ダ ヌ 穴)	(22) 資材の垂直・水平運搬の為の駄目穴については、その復旧型枠含め下請負人の負担とする。但し、駄目穴を他業者も使用する場合は元請負人及び下請負人が協議して定める。
4. 検 査	下請負人は、共通要綱第31項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引き渡し)を遵守しなければならない。
5. 施 工 不 良	コンクリート打設後発見された施工不良が明らかに下請負人の責に帰すると認められる場合、下請負人は元請負人の指示に従い完全に補修する。元請負人が代わって補修した場合、元請負人はその費用を下請負人の工事代金から控除することができる。
6. 材 料 支 給 施 工	材料支給施工についても、1項から5項を準用する。

No.11 鉄筋材料

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 鉄筋材の数量	数量精算は、原則として、実数・実測とし、ミルシートとは別に数量照合できる資料を元請負人にその都度提出し確認をとる。
2. 品質・補償 (鉄筋材の品質)	(1) 下請負人が納入する鉄筋材は、元請負人が指定する規格品のものとする。
(品質記録)	(2) 下請負人は鉄筋加工業者の加工場に鉄筋材を納入した時は、速やかに加工場の受領印のついた納品受領証の本書、明細一覧表及びミルシートを元請負人の作業所に提出する。
3. 手配・納入	(1) 下請負人は、着工前に元請負人の作業所の現場管理責任者と必ず工程の打合せを行い、鉄筋材の納入時期・数量を把握し、遅滞なく納める。 (2) 下請負人は、元請負人の現場管理者の指示なくして、メーカーに加工場への材料の納入手配をしてはならない。
4. 搬 入	運送は、下請負人の負担とし、車上渡しを原則とする。

No.12 鉄筋工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 資 機 材 ①鉄筋材料	(1) 鉄筋材料は、元請負人が支給するものとし、下請負人はメタルタグを保管し、元請負人に提出すること。
-------------------	---

- | | |
|-----------------------------|---|
| | (2) 下請負人は鉄筋材料のサイズ別所要数量を算出し、元請負人に提出すること。 |
| | (3) 下請負人は、鉄筋の径・長さについて元請負人が行う検査に協力し、引張り及び曲げ試験に必要な鉄筋は元請負人の指示によりサイズ別に切断して元請負人に提出する。切断等の費用は、元請負人の負担とする。 |
| | (4) 工場加工の場合、元請負人は材料を下請負人の工場で支給するものとし、工場からの作業所迄の運搬費は、下請負人の負担とする。 |
| | (5) 段取鉄筋は元請負人の支給とするが、その数量管理は下請負人にて行い、加工組立費からは除くこと。 |
| ②スパーサー | (6) スパーサーは支給品とするが、管理及び配置・取付は下請負人の負担とする。 |
| ③補助材料 | (7) 結束線等の補助材料は下請負人の負担とする。 |
| ④加工組立用機械器具類 | (8) 加工組立用機械器具類は下請負人の負担とする。 |
| ⑤使用機材 | (9) 元請負人と下請負人との協議にて必要とされた資材揚重用クレーン、高所作業車、フォークリフト等の機材類は元請負人の負担とする。 |
| ⑥足場の追加 | (10) 追加の足場が必要な場合は元請負人に申し出、協議する事。必要と判断された場合の仮設費用は元請負人の負担とする。 |
| 2. 製作要領書・
施工要領書等 | 下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。 |
| 3. 施 工
(加 工 図) | (1) 下請負人は、元請負人の指示或いは必要に応じ協議の上配筋図・加工図を作成して元請負人の承認を受ける。配筋図・納まり図に関しては元請負人の負担とする。 |
| (先 端 部 の 処 理) | (2) 鉄筋先端部はフック加工を基本とする。フック加工できない場合は元請負人の支給する養生キャップを使用する。その取付・転用・除去等の管理と費用は下請負人の負担とする。 |
| (か ん ざ し 鉄 筋) | (3) SRC造梁筋用かんざし鉄筋の取付は、元請負人の負担とする。また、RC造梁筋用かんざし鉄筋の取付は、下請負人の負担とする。 |
| | (4) 仮受けで栈木等をかんざしに使った際は責任もって撤去する事。 |
| (基 礎 梁 用 基 礎 エ ース) | (5) 基礎梁用ベースの拾い出し算出・取付・バル調整は、元請負人の負担とする。 |

(開口補強鉄筋)	(6) 梁貫通補強鉄筋に関しては、実数精算とする。設備工事・仮設工事を含めた壁・スラブ開口補強鉄筋の配筋手間に関しても、実数精算とする。開口補強鉄筋の仕様が高く、原契約に単価の設定が無い場合は、別途元請負人と下請負人と誠意をもって協議して決定する。
(差筋)	(7) 打継用を含めたすべての差筋手間は、下請負人の負担とする。
(相番)	(8) 下請負人は、コンクリート打設にあたり、元請負人の指示に従い相番を配置し、コンクリート打設に伴って乱れた配筋の補修を行う。
(片付け)	(9) 残材整理及びスクラップ材の指定場所迄の集積は、下請負人の負担とする。
(ダメ穴)	(10) 資材の垂直・水平運搬の為に駄目穴については、その復旧時の配筋は下請負人の負担とする。但し、鉄筋溶接・機械式継手が必要な場合は材料含めて元請負人の負担とする。
4. 検査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)、(各種検査への立会・・監理者検査)を遵守しなければならない。
5. 施工不良	各種検査に合格したうえでコンクリート打設後施工不良が発見された場合においても、元請負人と下請負人が誠意を持って協議し、その損害の負担割合を決めるものとする。
6. 材料持・責任数量制の施工	材料持施工及び責任数量制による施工は、作業所固有の特記要項に記載のない限り、前各項を準用する。

No.13 鉄筋継手工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 資・機材	
①使用機材	元請負人と下請負人との協議にて必要とされた資材揚重用クレーン、高所作業車、フォークリフト等の機材類は元請負人の負担とする。
②足場の追加	追加の足場が必要な場合は元請負人に申し出、協議する事。必要と判断された場合の仮設費用は元請負人の負担とする。
2. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければならない。
3. 施工 (ガス圧接工事)	
①有資格者	(1) 下請負人は、作業に従事する圧接技量有資格者名を、元請負人に事前に届け出るとともに、入場時に資格者証を元請負人に提示し確認を受ける。

②使用資材・機材等	(2) 圧接に要する機械器具・ガス・酸素は、下請負人の負担とする。
③切断費他	(3) 鉄筋のハナ曲がり切断費用は、元請負人の負担とする。但し、下請負人の瑕疵による切取り・復旧及び切断費用は、下請負人の負担とする。
④火気養生	(4) 共通要項第29項を遵守のこと。
⑤火災予防	(5) 共通要項第34項を遵守のこと。
⑥保護具	(6) 圧接作業時は保護メガネ等の保護具を下請負人の責において適切に使用すること。
⑦抜き取り・復旧	(7) 抜き取り検査の場合、元請負人の指示に基づき、抜き取るとともに、抜き取り個所の復旧を行う。抜き取り及び復旧にかかる費用は元請負人の負担とする。
⑧不合格品の処置	(8) 元請負人が行う検査（非破壊検査、抜き取り検査）で不合格の場合、手直し・再抜き取り及びその復旧は下請負人の負担とする。
(機械式継手工事)	
①有資格者	(9) 下請負人は、作業にあたる有資格者名を、元請負人に事前に届け出るとともに、入場時に資格者証を元請負人に提示し確認を受ける。
②施工前試験	(10) 下請負人は、元請負人の指示（工事監理者又は設計図書等での指示）に基づき、施工前に継手供試体を作成し、必要な試験を行わなくてはならない。施工前試験の費用は、元請負人負担とする。
4. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）、（各種検査への立会・・・監理者検査）を遵守しなければならない。

No.14 鉄骨工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 資 材	
①コラムステージ他	(1) コラムステージ他仮設足場用取付ピースは元請負人が支給する。
②使用機材	(2) 元請負人と下請負人との協議にて必要とされた資材揚重用クレーン、高所作業車、フォークリフト等の機材類は元請負人の負担とする。
③足場の追加	(3) 追加の足場が必要な場合は元請負人に申し出、協議する事。必要と判断された場合の仮設費用は元請負人の負担とする。

- | | |
|-------------------------------|--|
| <p>2. 製作要領書・
施工要領書等</p> | <p>下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加え「鋼材メーカー一覧表」を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。</p> |
| <p>3. 本体鉄骨製作工事
(製作範囲)</p> | <p>(1) 本体工事の施工範囲は、材料費・副資材費・工場加工費・工場溶接費・錆止め費・溶接部自主超音波探傷検査費・運送費(現場車上渡)・諸経費迄とする。精算については構造図を基準とし、設計変更なき限り、下請負人の責任数量とする。</p> |
| <p>(材料試験)</p> | <p>(2) 下請負人は、元請負人の指示により材料試験を行い、成績書を元請負人に提出する。但し、設計図書に記載なき場合は、ミルシート等の提出による。</p> |
| <p>(現寸検査)</p> | <p>(3) 下請負人は、現寸図を作成し、元請負人及び設計者の立会いのもとに検査を受ける。</p> |
| <p>(第三者超音波探傷検査)</p> | <p>(4) 第三者超音波探傷検査は元請負人の負担とするが、下請負人は、当該検査の受入れに協力し、不良部の補修費用は下請負人の負担とする。</p> |
| <p>(製品検査)</p> | <p>(5) 下請負人は、共通要項第30項に従い、(製品自主検査)(製品検査)を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。</p> |
| <p>4. 附帯鉄骨製作工事
(仮設金物)</p> | <p>(1) 下請負人は、ダクトスリーブの補強・デッキプレート受・コンクリート止めプレート・PC板及びALC板の取付金物・建方用タラップ・仮設用フック・アンカーボルトの製作等を、設計図書及び当見積書の仕様・数量にて見積り、実数・実測にて精算する。その他の関連工事は、当見積範囲外とする。</p> <p>(2) 当見積書の仕様・数量に記載が無い場合も、ベースプレートの型板は下請負人の負担にて製作・搬入する事。</p> |
| <p>5. 施 工
(施工範囲)</p> | <p>(1) 現場工事の施工範囲は現場鉄工費・現場溶接費・溶接管理者費・錆止め補修費・荷卸し合番・諸経費とする。</p> |
| <p>(足場設備及び防風設備)</p> | <p>(2) 品質と安全性の確保のために、必要な足場設備及び防風設備は元請負人の負担とする。また、設備不備不足において下請負人は元請負人へ是正の申し入れを行い、元請負人は直ちに是正を行う。</p> |
| <p>(片付け・整理整頓)</p> | <p>(3) 仮ボルト及び切断後エレクトロニクスピースやそれに附随する仮設資材の移動、整理は、下請負人の負担とする。但し、エレクトロニクス以外の仮設金物の切断・仕上(グラインダー掛け)費用は別途精算とする。</p> |

(錆 止 め 塗 装)	(4) 溶接前後のケレン・清掃は下請負人の負担とする。また、ボルト接合完了後及び溶接完了後の錆止補修塗りは工場塗装に順じた防錆塗料で行い、その費用は下請負人の負担とする。
(ボルト接合受入検査)	(5) 高力ボルトの現場受入検査の実施は見積明細の有無にかかわらず下請負人の負担とする。またその施工結果について、元請負人にすみやかに報告のこと。
(鉄 骨 現 場 溶 接)	
①適用範囲	(6) 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の現場施工の段階における溶接接合される継手、仕口に適用する。
②溶接棒及び機器等	(7) 溶接用機械器具及び溶接棒・アセチレン・酸素その他必要な補助材料・消耗品等は下請負人の負担とする。
③エンドタブ等 の副資材	(8) エンドタブの材質、溶接完了後のその撤去の必要性の有無については、設計図書及び作業所固有の特記事項に記載の無い限り、スチールタブ・撤去不要として見積もるものとする。また、撤去後のグラインダー仕上げは別途精算とする。
④溶接電源	(9) 電源は、作業所固有の特記事項に記載のない限り、専用発電機電源とし、元請負人の支給とする。
⑤溶接施工管理技術者 の届出	(10) 下請負人は、現場における溶接作業を管理する溶接施工管理技術者を元請負人に届け出る。
⑥溶接技能資格者	(11) 設計図書で明記されていない場合は、溶接技能資格者（以下「溶接技術者」という）は「建築工事溶接技量検定（AW検定）現場溶接試験」に合格した者とする。ただし、1年以内に同様の試験に合格した者で、そのことが証明され元請負人が認めた場合は、その試験を省略することができる。溶接作業中において溶接技能資格者の技量に疑問を生じたり、溶接個所に欠陥が多く発見されるような場合、溶接技量確認のための試験を行い、その費用は下請負人の負担とする。
⑦資格証明書	(12) (2)下請負人は、溶接技能資格者の資格証明書の写しを元請負人に提出して確認を受ける。
⑧溶接作業の管理	下請負人は、気温と天候 鋼材の種類、板厚、溶接棒の種類により適正な予熱処理を行う。なお、予熱温度は設計図書による。
⑨火災防止	共通要項第34項を遵守のこと。
6. 検 査	(1) 下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）を遵守しなければならない。

- | | |
|--------------|--|
| (工程内自主検査) | (2) 下請負人は、溶接前及び溶接後に外観及び接合部の寸法検査を行い、手直しが発生した場合は手直し修正状況がわかる記録を作成して元請負人に提出し確認を受ける。なお、下請負人は、溶接作業終了後、溶接技能者名、日時、溶接個所、開先条件、気象条件等を記録して元請負人に報告する。 |
| (第三者超音波探傷検査) | (3) 第三者超音波探傷検査は元請負人の負担とするが、下請負人は、当該検査の受入れに協力し、不良部の補修費用は下請負人の負担とする。 |

No.15 デッキプレート工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 製作要領書・
施工要領書等 | 下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。 |
| 2. 施 工
(施工面積) | (1) 見積・精算は実施工面積（張上げた見付け面積）とする。 |
| (端部処理他) | (2) 施工に必要な端部加工・補助鉄板・段差部加工・斜め切断加工等は、下請負人の負担とする。 |
| (揚重費) | (3) 揚重費用は、元請負人の負担とするが下請負人負担の相番をつける事。水平移動は下請負人の負担とする。 |
| 3. 検 査 | (1) 下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。 |

No.16 スタッド工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 製作要領書・
施工要領書等 | 下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。 |
| 2. 施 工
(電 源) | (1) 電源は元請負人の支給とし、必要容量等見積書に記載の事。 |
| (電 源) | (2) 下請負人は、所定の有資格者に作業を行なわせなければならない。 |
| 3. 検 査 | 下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。 |

No.17 鉄骨建方工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 資 機 材 | 鉄骨建て方に係わる全ての資機材・揚重機は元請負人の支給品・貸与品とする。 |
| (その他の資機材) | (1) 元請負人と下請負人の協議の上必要と認められた資機材(場内小運搬用車両、荷捌き揚レッカー等)も元請負人の貸与品とする。 |
| 2. 製作要領書・
施工要領書等 | 下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に「建入精度をはじめとした鉄骨の取付精度を明記」したうえで、工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。 |
| 3. 施 工 | |
| (鉄骨地組) | (1) 鉄骨地組みは、元請負人及び下請負人が協議に基づき下請負人の負担にて実施する。 |
| (仮ボルト) | (2) 下請負人は、鉄骨建方時の仮ボルト取付を、元請負人所定の施工管理基準に基づき、実施する。 |
| (災害防止) | (3) 下請負人は、建方中の安全管理において、安全帯の使用、使用工具の落下防止、親綱の取付け、水平養生・垂直養生等の元請負人所定の安全衛生管理標準に基づき、墜落・機械関連他重大災害を絶対に起こさないように徹底する。 |
| (費用負担) | (4) 上記に係る費用は下請負人の負担とするが、見積明細にある場合は実数実測で精算とし、明細に無い場合は建て方費に含むとする。 |
| (鉄骨歪み直し) | (5) 鉄骨建方の歪み直しは、下請負人の負担とする。歪み直しに使用する各種資材・機材は元請負人の貸与とし、測量器具を使つての相番は、元請負人の負担とする。 |
| (仮設嵩工事の準用) | (6) その他の項目は、職別要項No1 仮設とび工事を準用する。 |
| 4. 検 査 | 下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければいけない。 |

No.18 耐火被覆工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 資 ・ 機 材 ①プラント用ステージ	圧送プラント用ステージ材は、元請負人が下請負人に貸与する。また、プラントからの飛散防止養生は下請負人が行い、その費用は下請負人の負担とする。
2. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。
3. 施 工 (設 備 開 口 部) (養 生) (飛 散 防 止 ・ 清 掃)	(1) 耐火被覆で隠蔽される未実装のスリーブ及び予備スリーブのスプレー等による位置明示或いは巻物への切欠きによる明示は下請負人の負担とする。また、耐火被覆施工後、実装された配管等との隙間処理については当見積範囲外とする。 (2) 下請負人は、取合い部、設備開口部の養生を行う。 (3) 飛散防止養生設備は、元請負人及び下請負人が協議して定め、下請負人の負担にて行う。また、下請負人の責に帰する施工に伴う床面その他の清掃は、下請負人の負担とする。
4. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。

No.19 外装PC板工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 資 ・ 機 材 ①打ち込みサッシ他	サッシ打込・タイル打込・石打込・金物打込の材料については元請負人の支給品とし、打込み手間は下請負人の負担とする。
②仮設打ち込み材	製作上・施工上必要なアンカー・埋め込み金物については全て下請負人の負担とする。
③塗装等の仕上げ	工場にて打設完了後の塗装・吹付等の仕上工事については、設備・ヤード・ハンドリング手間については下請負人の負担とし、仕上工事自体は元請負人の負担にて行う。
④取り付け金物	2次側金物類及び補強材その他消耗品等は、下請負人の負担とする。S造・RC造に係らず、躯体側(1次側)金物及び補強材は、元請負人の負担とする。
⑤供試体	実物大実験及びその供試体の製作、モックアップ製作については元請負人の負担とする。

<p>2. 製作要領書・ 施工要領書等</p>	<p>下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。</p>
<p>3. 製作 (外装分科会への参画) (製品検査)</p>	<p>(1) 下請負人は元請負人が招集する、外装分科会等の打合に参加し、必要な書類の作成提出をしなければならない。またその費用は下請負人の負担とする。 (2) 下請負人は、共通要項第30項に従い、(製品自主検査)(製品検査)を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。</p>
<p>4. 施工 (錆止め塗装等) (墨出し他) (シーリング) (インサート穴埋め)</p>	<p>(1) 2次側の取付用金物とボルトの錆止めの補修塗りは、下請負人の負担とする。 (2) 取付用割付墨は、元請負人の負担とする。また下請負人は事前に下地の状態を確認し、不備な点を元請負人に申し出る。 (3) 外装PC板間のシーリングは、元請負人の負担とする。 (4) 仮設インサートの穴埋めは元請負人の負担にて行う。</p>
<p>5. 検査</p>	<p>下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)、(各種検査への立会・・監理者検査)を遵守しなければいけない。</p>

No.20 ALC板・押出成形セメント板工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

<p>1. 資・機材 ①取込用ステー</p>	<p>材料取り込み用の仮設ステーは元請負人が支給する。</p>
<p>2. 製作要領書・ 施工要領書等</p>	<p>下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加え「強度計算については面外・面内ともに設計条件を満たすことが確認できる書類」を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。</p>
<p>3. 施工 (梁型加工切断) (穴明け・補強)</p>	<p>(1) 梁型加工切断工事は、下請負人の負担とする。 (2) 見積図及び見積調書に含まれる穴明け及び補強工事は、下請負人の負担とし、実数・実測で精算とする。</p>
	<p>(3) 見積図及び見積調書に記載の無い切断・下地鋼材及び下地はつり等は、元請負人の負担とする。</p>

(フ ラ ッ シ ン グ)	(4) 押出成形セメント板の（SUS製もしくはガルバリウム鋼板製）フラッシングPLは下請負人の負担とする。
(ア ン グ ル 材)	(5) 設計図書に記載なき場合はL-65x65x6を標準とする。L90アングルを超える開口補強材については元請負人の負担とする。
(墨 出 し)	(6) 取付に必要な墨出しは、元請負人の負担とする。
(シ ー リ ン グ)	(7) 外壁板間のシーリングは、下請負人の負担とし、異種材間のシーリングは元請負人の負担とする。 (8) 下請負人は、元請負人の指定するシーリング材を使用し、設計図書にもとづく責任施工とする。 (9) 元請負人が要求する場合には、下請負人は年限保証書を元請負人に提出する。但し、保証年限については設計図書に記載の無い限り3年とする。 (10) 内壁であっても、縦穴シャフトで遮煙を要求される個所のシーリングは、上記(7)(8)(9)による。
(特 殊 条 件 等)	(11) 高層RC造における軸縮み下地対応は下請負人の負担とする。 (12) その他特殊条件作業（工法、材料搬入方法等）が有る場合については、作業所固有の特記要項による。
4. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）を遵守しなければならない。

No.21 防水工事・シーリング工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 責 任 施 工	防水工事は仕様書に基づく責任施工とし、下請負人は、元請負人に防水工事保証書を提出する。但し、保証年限については、設計図書及び中高層アフターサービス規準に記載の年数による。
2. 資 ・ 機 材 ①砂・セメント	モルタル防水における砂・セメントは元請負人の支給とする。
3. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を工事着手前に提出し、承認を受けなければならない。

4. 施 工 (片付け・清掃)	(1) 共通要項第40項の以下の内容を遵守のこと。下請負人は施工開始にあたって、前工程の片付け清掃が不十分である場合は、元請負人に改善を申し出ることができる。但し、当該作業に必要な微細なホコリ等の清掃については、下請負人の負担とする。
	(2) 下請負人は、常に自己の作業場所を整理して作業を行い、毎日の作業終了時を含め当該場所での作業が完了し次工程に渡す際には、不要材・発生材・残材・機械・工具・備品等を元請負人の指定する場所に集積又は格納して整理する。下請負人の整理清掃片付けが不十分なため、元請負人の指示により、他の業者が代行した場合、下請負人はその費用を負担する。
(下 地 処 理)	(3) 下請負人は、工事着手前に下地勾配の確認・打継ぎの下地処理・下地の亀裂処理・目荒し・レイタンスの除去・下地の乾燥度・仕上墨の点検等を行い、施工に支障のないよう努める。 (4) ドレーン・スリーブパイプ等の取合部の処置等、下請負人は防水上問題があると判断される場合は事前に元請負人に申し出、協議する。その対処のかかわる費用は元請負人の負担とする。
(安 全 管 理) ①火災予防	(5) アスファルト防水等火気を使用する場合は、下請負人は共通要項第34項を遵守し、火災予防に努めなくてはならない。
②有機溶剤他	(6) 揮発性を有し、又は有害ガスを発生する特殊な材料を使用する場合、下請負人は共通要項第35項を遵守のこと。
(漏 水 試 験)	(7) 漏水試験・水張り試験等の実施について、ドレン塞ぎ・土手作成等水張環境の整備は下請負人の負担にて実施し、水張・水抜き作業及び必要資材は元請負人の負担で行う。
(相 番)	(8) シーリング工事等、足場解体にあたり、元請負人の指示により下請負人は、相番を配置し、足場つなぎ跡等のダメ補修を行う。その費用は下請負人の負担とする。
5. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。

No.22 屋根工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|---------|--|
| 1. 責任施工 | 屋根工事は仕様書に基づく責任施工とし、下請負人は、元請負人に仕様書に基づき屋根工事保証書を提出する。 |
|---------|--|

2. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加え「折り曲げ成型見本品」を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。
3. 施 工 (副 資 材)	(1) 付属金物・取付用金物・下地ルーフィング・パッキング・シール等消耗品は、下請負人の負担とする。
(防 錆)	(2) 取付金物溶接部防錆・露出部金物の防錆処置・取付材相互のコーキングは、下請負人の負担で行う。
(片 付 け ・ 清 掃)	(3) 下請負人は施工完了時、発錆防止のため、金属屑等の清掃を行う。
(漏 水 試 験)	(4) 漏水試験・水張り試験等の実施について、ドレン塞ぎ・土手作成等水張環境の整備は下請負人の負担にて実施し、水張・水抜き作業及び必要資材は元請負人の負担で行う。
4. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。

No.23 石・擬石工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 資 機 材	
①砂・セメント	(1) 取付用砂・セメントは、元請負人及び下請負人が協議して定める。
②材質検査供試体	(2) 材質等石材の試験費用は元請負人の負担とするが、試験体は下請負人の負担とする。
2. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加え「①乾式工法における取付金物、打ち込み工法の裏金物等の強度計算」「②裏込めモルタルを充填する部位等裏面処理が必要とされる部分を明示する資料」を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。尚、見積時にはその費用を見込むこと。
3. 製 作 (製 品 検 査)	下請負人は、共通要項第30項に従い、(製品自主検査)(製品検査)を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。
4. 施 工 (副 資 材)	(1) 顔料・2次側取付用金物及び受木・その他の消耗品は、下請負人の負担とする。
(取 付 下 地)	(2) 建具・金物等に石・擬石を取り付けるために建具・金物側に必要な処置については、下請負人より提案し、確認すること。その対応費用は元請負人負担とする。

(小 研 ・ 墨 出 等)	(3) 取付に要する墨出・研りは元請負人の負担とする。但し、軽微な小研りについては元請負人及び下請負人が協議して定める。
(養 生)	(4) 取付完了後に必要と判断された養生については元請負人の負担とする。
(石 洗 い ・ 清 掃)	(5) 石洗い・清掃（1回）は下請負人の負担とする
5. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）、（各種検査への立会・監理者検査）を遵守しなければならない。

No.24 タイル工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 資 ・ 機 材	
①砂・セメント	(1) 取付用砂・セメントは、元請負人及び下請負人が協議して定める。
2. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類を工事着手前に提出し、承認を受けなければならない。 また、特注品タイルの場合は見本焼き・見本張り・製品検査・必要に応じて材料特性検査を下請負人の負担にて行う。
3. 製 作 作 (製 品 検 査)	下請負人は、共通要項第30項に従い、（製品自主検査）（製品検査）を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。
4. 施 工 (副 資 材)	(1) 白セメント・顔料・接着剤・混和材は、下請負人の負担とする。
(割 付 図)	(2) タイル割付図は元請負人の負担で作成し、下請負人に提示する。
(目 地)	(3) 目地仕上げは、下請負人の負担とする。目地シーリングは、元請負人の負担とする。
(タイル洗い・清掃)	(4) タイル洗い・清掃（1回）は下請負人の負担とする。
5. 検 査	(1) 下請負人は、共通要項第30項に従い、自主検査の後に、（元請負人の検査立会）、（各種検査への立会・監理者検査・設計検査・施主検査）を遵守しなければならない。
(引 張 り 検 査)	(2) 付着強度引張り検査等の検査費用は、下請負人の負担とする。

- | | |
|---------|--|
| 6. 打込工法 | (1) 上記1～5. に準拠する。 |
| (施工範囲) | (2) 打込工法による施工範囲は、設計図書及び元請負人の作業所固有の特記要項による。 |

No.25 組積工事（コンクリートブロック等）

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 資・機材
①砂・セメント・鉄筋 | 組積用砂・セメント・鉄筋は、元請負人及び下請負人が協議して定める。 |
| 2. 製作要領書・
施工要領書等 | 下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。 |
| 3. 施 工
(設備開口他) | 設備用開口部の補強、埋め込みアンカー（支給品）の取り付けについては下請負人の負担とする。 |
| 4. 検 査 | 下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）を遵守しなければならない。 |

No.26 金属工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 資・機材
①溶接用鉄筋 | 溶接用鉄筋は、原則として元請負人が支給する。 |
| 2. 製作要領書・
施工要領書等 | 下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。 |
| 3. 製 作
(製品検査) | 下請負人は、共通要項第30項に従い、（製品自主検査）（製品検査）を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。 |
| 4. 施 工
(副資材) | (1) 附属金物・取付用金物・ピース金物材及び消耗品は、下請負人の負担とする。 |
| (小 研・墨出等) | (2) 取付に要する墨出・研りは元請負人の負担とする。但し、軽微な小研り・取付用アンカーについては元請負人及び下請負人が協議して定める。 |

(防 錆 処 理)	(3) 防錆処理は下請負人の負担とするが、特別な処理方法の指定がある場合は作業所固有の特記要項に記載する。
(火 気 養 生)	(4) 火気を使用する際は、共通要項第29項を遵守のこと。
(火 災 予 防)	(5) 火災予防については、共通要項第34項を遵守のこと。
(養 生)	(6) モルタル充填等最終形になるまでの間の振れ止め及び補強は下請負人の負担で行うこと。 (7) 下請負人は、製品取付時において、あらかじめ元請負人との協議にて決められた製作工場で実施した養生の撤去を最小限とし、元請負人の許可無く全てを撤去しない事。取付作業上撤去をした部位は、作業終了後同等の養生を下請負人にておこない、傷・破損の発生を防ぐこと。それ以上の養生が必要と判断される場合は元請負人の負担にて養生を行う。但し、養生材を長期に渡って残す事によって製品を汚す等不具合が予想される場合は、元請負人と協議する。尚、残した養生の撤去作業・クリーニングの時期については、作業所の状況等を鑑みて、元請負人と下請負人にて協議し、下請負人の負担にて実施する。
5. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)、(各種検査への立会・・監理者検査・設計検査)を遵守しなければならない。

No.27 金属製建具・カーテンウォール工事・内外装金属パネル工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 資 材	
①溶接用鉄筋	(1) 溶接用鉄筋は、原則として元請負人が支給する。
②2次金物等	(2) 2次側金物類及び補強材その他消耗品等は、下請負人の負担とする。
③1次金物等	(3) S造の躯体側(1次側)金物及び補強材は、元請負人の負担とし、コンクリート躯体打込金物は下請負人の材料支給にて、取付手間は元請負人の負担とする。
2. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加え「外装材の止水性能の自主検査方法」を明記したうえで、工事着手前に提出し、承認を受けなければならない。

- | | |
|--|--|
| <p>3. 製 作
（施 工 範 囲）</p> <p>（打 合 せ）</p> <p>（製 品 検 査）</p> | <p>(1) 製品本体工事の施工範囲は製品本体及び標準附属金物・気密材（シーリング含む）・ビード類・木製額縁用木ネジ等・製品養生・運送費（車上渡し）・諸経費までとする。</p> <p>(2) 下請負人は元請負人が招集する外装分科会等の打合せに参加し、必要な書類の作成・提示をしなければならない。</p> <p>(3) 下請負人は、共通要項第30項に従い、（製品自主検査）（製品検査）を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。</p> |
| <p>4. 打 込 工 法
（養 生 ・ 搬 入）</p> <p>（吊 り 込 み ・ 調 整）</p> | <p>(1) 下請負人は、先付建具を元請負人の指定する場所まで、打込みに適切な養生をして搬入する。</p> <p>(2) 下請負人は、打込まれた枠に元請負人の指示に従い建具を搬入し、吊り込み・調整・クリーニングを行う。</p> |
| <p>5. 施 工
（施 工 範 囲）</p> <p>（小 研 ・ 墨 出 等）</p> <p>（防 錆 処 理）</p> <p>（電 源 の 工 事 区 分）</p> | <p>(1) 現場取付工事の施工範囲は製品の荷卸・小運搬・取付・防錆処理・養生・検査・シーリング・クリーニング・鍵の引渡し等を含め現場内での工事全てとする。</p> <p>(2) 取付に要する墨出・研りは元請負人の負担とする。但し、軽微な小研り・取付用アンカーについては元請負人及び下請負人が協議して定める。</p> <p>(3) 防錆処理は下請負人の負担とするが、特別な処理方法の指定がある場合は作業所固有の特記要項に記載する。</p> <p>(4) 電気工事における工事区分は設計図書によるが、記載が無ければ以下の通りとする。</p> <p>(5) 下請負人の電動製品に対する1次側電源の供給及び製品への接続は元請負人の負担、以降の2次側配線は下請負人の負担とする。</p> <p>(6) 防火扉開閉装置（リリース）は下請負人の負担、それに対する弱電配線及び接続は元請負人の負担、但し、その動作状態の確認及び是正は下請負人の負担とする。但し、その是正が下請負人の瑕疵ではない場合は、速やかに元請負人に報告・協議し、対策を講じる。その費用は元請負人の負担とする。</p> |
| <p>（火 気 養 生）</p> <p>（火 災 予 防）</p> | <p>(7) 火気を使用する際は、共通要項第29項を遵守のこと。</p> <p>(8) 火災予防については、共通要項第34項を遵守のこと。</p> |

(養生)	(9) 下請負人は、製品取付時において、あらかじめ元請負人との協議にて決められた製作工場で実施した養生の撤去を最小限とし、元請負人の許可無く全てを撤去しない事。取付作業上撤去をした部位は、作業終了後同等の養生を下請負人にておこない、傷・破損の発生を防ぐこと。それ以上の養生が必要と判断される場合は元請負人の負担にて養生を行う。ただし、養生材を長期に渡って残す事によって製品を汚す等不具合が予想される場合は、元請負人と協議する。尚、残した養生の撤去作業・クリーニングの時期については、作業所の状況等を鑑みて、元請負人と下請負人にて協議し、下請負人の負担にて実施する。
(シーリング)	(10) 製品相互間のシーリングは、下請負人の負担とする。それ以外のシーリングに関しては元請負人の負担とする。
(クリーニング)	(11) 下請負人は、元請負人への引渡しにあたってクリーニング（1回）のうえ元請負人の検査を受ける。
(鍵の引渡)	(12) 下請負人は、施工完了後速やかに鍵合せを行った上で、鍵に建具符号を記入し、整理のうえ元請負人に引き渡す。
(ガラスビード)	(13) ガラスの固定方法がビードの場合は、必要な形状及び長さの材料を元請負人の承認を得たうえで提出すること。
6. 検査	下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）、（各種検査への立会・・・監理者検査・設計検査）を遵守しなければならない。

No.28 木工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。
2. 製作 (製品検査)	下請負人は、共通要項第30項に従い、（製品自主検査）（製品検査）を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。
3. 施工 (取付金物類等)	(1) 取付用金物類・接着剤その他の消耗品等は、下請負人の負担とする。形状・材質が特殊で見積範囲外とする場合は見積書にその旨記載する事。 (2) 下請負人が施工に当って必要とされる間仕切用・額縁用・カーテンボックス用等外壁断熱材吹付等に先行して施工するコンクリート面へのコマ付は下請負人の負担とする

<p>(下地補強等)</p>	<p>(3) 木軸工事における一般的な開口補強は下請負人の負担とする。設備工事用、住設機器用、手摺用、ピクチャーレール用の下地補強に関しては、下請負人は元請負人と協議のうえ補強内容・数量を確認し見積ることとする。</p> <p>(4) あと施工アンカー（天井インサート不足分）については元請負人の負担とする。</p> <p>(5) カーテンボックス、棚板等でボード工事より先行して行うものには、ボード受けを見込みその費用は下請負人の負担とする。</p>
<p>(養生)</p>	<p>(6) 下請負人は、製品取付時において、あらかじめ元請負人との協議にて決められた製作工場で実施した養生の撤去を最小限とし、元請負人の許可無く全てを撤去しない事。取付作業上撤去をした部位は、作業終了後同等の養生を下請負人にておこない、傷・破損の発生を防ぐこと。それ以上の養生が必要と判断される場合は元請負人の負担にて養生を行う。ただし、養生材を長期に渡って残す事によって製品を汚す等不具合が予想される場合は、元請負人と協議する。尚、残した養生の撤去作業・クリーニングの時期については、作業所の状況等を鑑みて、元請負人と下請負人にて協議し、下請負人の負担にて実施する。</p>
<p>(清掃)</p>	<p>(7) 下請負人は、元請負人への引渡しにあたって清掃（1回）のうえ元請負人の検査を受ける。</p>
<p>(品質注意事項)</p>	<p>(8) 下請負人は施工に当っては、床鳴り防止等の施策を確実に実施する。</p>
<p>4. 検査</p>	<p>下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）、（各種検査への立会・・監理者検査・設計検査）を遵守しなければならない。</p>

No.29 木製建具工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

<p>1. 製作要領書・ 施工要領書等</p>	<p>下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類を工事着手前に提出し、承認を受けなければならない。</p>
<p>2. 製作 (製品検査)</p>	<p>下請負人は、共通要項第30項に従い、（製品自主検査）（製品検査）を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。</p>
<p>3. 施工 (吊り込み・調整)</p>	<p>(1) 建具金物の取付・建具の吊り込み及び調整は、下請負人の負担とする。</p>

(建具金物等)	(2) 当見積依頼書明細に記載のある建具金物・付属金物・ガラス・塗装については下請負人の負担とし、実数精算とする。ピポットヒンジ及びフローアヒンジは、材料は下請負人の負担とし、扉側金物の取付は下請負人の負担、それ以外の取付は元請負人の負担とする。
(養生)	(3) 下請負人は、製品取付時において、あらかじめ元請負人との協議にて決められた製作工場で実施した養生の撤去を最小限とし、元請負人の許可無く全てを撤去しない事。取付作業上撤去をした部位は、作業終了後同等の養生を下請負人にておこない、傷・破損の発生を防ぐこと。それ以上の養生が必要と判断される場合は元請負人の負担にて養生を行う。ただし、養生材を長期に渡って残す事によって製品を汚す等不具合が予想される場合は、元請負人と協議する。尚、残した養生の撤去作業・クリーニングの時期については、作業所の状況等を鑑みて、元請負人と下請負人にて協議し、下請負人の負担にて実施する。
(清掃)	(4) 下請負人は、元請負人への引渡しにあたって清掃（1回）のうえ元請負人の検査を受ける。
(鍵の引渡)	(5) 下請負人は、施工完了後速やかに鍵合せを行った上で、鍵に建具符号を記入し、整理のうえ元請負人に引き渡す。
4. 検査	下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）、（各種検査への立会・・・監理者検査・設計検査）を遵守しなければならない。

No.30 置床・フローリング工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類を工事着手前に提出し、承認を受けなければならない。
2. 要求品質の確保 (住宅品確法・遮音性能)	(1) 下請負人は、製品については、住宅品確法に則した責任を負うとともに、設計図書等で要求される遮音性能に対し、適正だと思われる製品を提案し、且つ遮音データ等を必要に応じて元請負人に提出し、了承を得る事とする。
(試験費用)	(2) 施工後の性能確認試験については元請負人負担とする。
3. 施工 (片付け・清掃)	(1) 共通要項第40項の以下の内容を遵守のこと。下請負人は施工開始にあたって、前工程の片付け清掃が不十分である場合は、元請負人に改善を申し出ることができる。但し、当該作業に必要な微細なホコリ等の清掃については、下請負人の負担とする。

	(2)	下請負人は、常に自己の作業場所を整理して作業を行い、毎日の作業終了時を含め当該場所での作業が完了し次工程に渡す際には、不要材・発生材・残材・機械・工具・備品等を元請負人の指定する場所に集積又は格納して整理する。下請負人の整理清掃片付けが不十分なため、元請負人の指示により、他の業者が代行した場合、下請負人はその費用を負担する。
(下地処理)	(3)	フローリングの直張り工事に当って、下請負人は事前に下地を確認し、コンクリート下地の補修を要する場合は、元請負人に申し出る。補修費用は、元請負人の負担とする。
(不陸調整)	(4)	ベニヤ下地材の目違い等不陸に関し、その原因が、構造用合板のJAS規格寸法精度から外れたベニヤを使用した場合においては下請負人の負担で修正する。 JAS規格により確保される精度以上の精度が必要とされる場合は、その対策を元請負人及び下請負人が事前に協議して定める。
(養生)	(5)	施工後の養生は元請負人負担による。
(クリーニング)	(6)	下請負人は、元請負人への引渡しにあたり、モップ掛け等清掃（1回）を行なう。その費用は下請負人の負担とする。
(ワックス掛け)	(7)	下請負人は設計図書及び元請負人への質疑によりワックス掛けの必要性を確認し、必要に応じて見積に見込む事。必要であっても見積範囲外とする際はその旨見積書に記載する事。但し、施工時期については元請負人との協議による。
4. 検査		下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）を遵守しなければならない。

No.31 造作家具工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。
2. 製作 (要求品質の確保) (製品検査)	(1) 下請負人は、扉、棚及び金物類については、製造物責任法に則した責任を負うものとする。 (2) 下請負人は、共通要項第30項に従い、(製品自主検査)(製品検査)を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。
3. 施工 (下地補強等) (養生) (クリーニング)	(1) 造作家具工事の下地補強は、元請負人の負担とする。但し、下請負人は、取付に必要な位置、寸法、数量等を図面に記載して元請負人に申し出る事。 (2) 下請負人は、製品取付時において、あらかじめ元請負人との協議にて決められた製作工場で実施した養生の撤去を最小限とし、元請負人の許可無く全てを撤去しない事。取付作業上撤去をした部位は、作業終了後同等の養生を下請負人にておこない、傷・破損の発生を防ぐこと。それ以上の養生が必要と判断される場合は元請負人の負担にて養生を行う。ただし、養生材を長期に渡って残す事によって製品を汚す等不具合が予想される場合は、元請負人と協議する。尚、残した養生の撤去作業・クリーニングの時期については、作業所の状況等を鑑みて、元請負人と下請負人にて協議し、下請負人の負担にて実施する。 (3) 下請負人は、元請負人への引渡しにあたって清掃(1回)を行う。但し、その時期については元請負人と協議する。
4. 検査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)、(各種検査への立会・・監理者検査・設計検査)を遵守しなければならない。

No.32 ガラス工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 内訳明細書	下請負人は、見積書に内訳明細書を添付する。
2. 資・機材 ①ビード類 ②砂・セメント ③揚重機・足場	(1) ビード類は元請負人が支給する。 (2) ガラスブロック積み用砂・セメント・鉄筋は、元請負人及び下請負人が協議して定める。 (3) 嵌込みに必要な足場、クレーンについては元請負人負担とする。

3. 製作要領書・ 施工要領書等	(1) 下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加え「ガラス厚計算書、ガラス厚図」を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。
(図面確認)	(2) 硝子を必要とする建具等についての確認を必ず行い、施工の可否について専門業者の意見を提示する事。
4. 製品検査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(製品自主検査)(製品検査)を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。
5. 施工 (副資材)	(1) シーリング材・クッション材及び補強筋・白セメント・クリーニング用薬品等は、下請負人の負担とする。
(嵌込み)	(2) はめ込みにあたり、下請負人はサッシ溝を清掃し施工する事。
(シーリング)	(3) 下請負人は、元請負人の指定するシーリング材を使用し、設計図書にもとづく責任施工とする。元請負人が要求した場合、年限保証書を元請負人に提出する。
(鏡等の施工)	(4) 鏡等の施工に使用する接着剤等については、その重量をさせられる十分な処置を施すこと。
(養生)	(5) 下請負人は、はめ込みを終了したガラスに「注意」紙を貼るものとする。
(クリーニング)	(6) 下請負人は、元請負人への引渡しにあたり、クリーニング(1回)のうえ元請負人の検査を受ける。
(映像調整)	(7) 特殊ガラスの映像調整については、事前に下請負人は元請負人とサッシ取付精度・ガラス取付方法等の打合せを行う。ゴンドラ、足場損料は元請負人の負担とし、調整手間は下請負人の負担とする。
6. 安全管理	(1) 搬入時の最大重量を計算し、十分な施工人数を確保する事。
	(2) 台車を使用しての垂直・水平運搬についてはその荷姿を安定させ荷崩れ等無き様配慮する事。
	(3) やむを得ず、ガラス等を仮置する場合も、注意喚起、転倒防止処置を講じる事。
7. 検査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)、(各種検査への立会・・・監理者検査・設計検査)を遵守しなければいけない。

No.33 左官工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|---|--|
| <p>1. 資 ・ 機 材</p> <p>①砂・セメント</p> <p>②特殊材料</p> <p>③左官小屋等</p> | <p>(1) 砂・セメントその他の左官資材、混和材・目地棒等副資材も含めて、元請負人及び下請負人が協議して定める。</p> <p>(2) 但し、珪藻土、しっくい等特殊仕上の資材については、見積時にその負担先を明記して見積る事。</p> <p>(3) 左官小屋の作成は元請負人の負担にて行う。
工事で使用する機械工具は下請負人の負担とする。</p> |
| <p>2. 製作要領書・
施工要領書等</p> | <p>下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。
また、必要に応じて施工見本の実施を下請負人の負担で行う。</p> |
| <p>3. 施 工
(片付け・清掃)</p> | <p>(1) 共通要項第40項の以下の内容を遵守のこと。下請負人は施工開始にあたって、前工程の片付け清掃が不十分である場合は、元請負人に改善を申し出ることができる。但し、当該作業に必要な微細なホコリ等の清掃については、下請負人の負担とする。</p> <p>(2) 下請負人は、常に自己の作業場所を整理して作業を行い、毎日の作業終了時を含め当該場所での作業が完了し次工程に渡す際には、不要材・発生材・残材・機械・工具・備品等を元請負人の指定する場所に集積又は格納して整理する。下請負人の整理清掃片付けが不十分なため、元請負人の指示により、他の業者が代行した場合、下請負人はその費用を負担する。</p> <p>(3) 目地棒等の取付・脱型後の片付け、及びセメント空袋の整理は、下請負人の負担とする。</p> <p>(4) 下請負人は、モルタルのこぼれ等の清掃は確実にを行う。清掃不十分による研り・ケレン等の費用は、下請負人の負担とする。</p> |
| <p>(養生)</p> | <p>(5) モルタル塗、吹き付け及び洗い出し等の際の、取り合い部の汚れ防止養生については下請負人の負担にて行う。</p> |
| <p>(下地処理)</p> | <p>(6) 床左官仕上の際の、あら清掃及びレイタンス・ノロ除去は元請負人の負担とし、清掃・接着剤塗布以降下請負人負担とする。駄目穴処理等下地ごしらえについては元請負人負担とする。</p> <p>(7) 壁・天井左官仕上については、研・不要物撤去は元請負人の負担とし、以降全ての工事は下請負人の負担とする。但し、ジャンカ補修等下地ごしらえについては元請負人負担とする。</p> |

	(8) 化粧打放し面及び打放し面の木（P）コン埋めは下請負人の負担にて行う。
(モノリシック仕上)	(9) コンクリート天端墨出し及び作業後の養生、雨補修等は、元請負人の負担とする。平滑さのグレードは、事前に元請負人と下請負人にて協議して決める。
(付 け 送 り ・ 研)	(10) 研りの要否に関しては、下請負人の申し出を受け、元請負人が確認したのちに実施する。研り及びその部位を含んだ付け送りに関しては、元請負人の負担にて行う。
4. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）を遵守しなければいけない。

No.34 塗装・吹付工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。また、必要に応じて施工見本の実施を下請負人の負担で行う。
2. 施 工 (片 付 け ・ 清 掃)	<p>(1) 共通要項第40項の以下の内容を遵守のこと。下請負人は施工開始にあたって、前工程の片付け清掃が不十分である場合は、元請負人に改善を申し出ることができる。但し、当該作業に必要な微細なホコリ等の清掃については、下請負人の負担とする。</p> <p>(2) 下請負人は、常に自己の作業場所を整理して作業を行い、毎日の作業終了時を含め当該場所での作業が完了し次工程に渡す際には、不要材・発生材・残材・機械・工具・備品等を元請負人の指定する場所に集積又は格納して整理する。下請負人の整理清掃片付けが不十分なため、元請負人の指示により、他の業者が代行した場合、下請負人はその費用を負担する。</p>
(下 地 処 理)	<p>(3) 素地ごしらえ及びそれに必要な副資材、パテ処理材等は、下請負人の負担とする。</p> <p>(4) 下請負人は工事着手前に下地のチェックを行い、万が一現状では要求品質を確保できないと判断する場合は、元請負人に申しで、対応を協議し、必要に応じて、元請負人の負担にて下地補修を行う。</p> <p>(5) 申し出が無いまま施工し、手直しになった場合は、下請負人の負担にて手直しする。</p>

<p>(養生)</p>	<p>(6) 下請負人は、施工場所の養生及び塗装後の養生撤去を行う。</p> <p>(7) 塗装完了後の片付け・清掃は下請負人の負担で行う。</p> <p>(8) 塗装完了後の塗装面の養生が必要と判断された場合は、元請負人の負担で行う。</p>
<p>(安全管理)</p> <p>①火災予防</p> <p>②有機溶剤他</p>	<p>(9) 下請負人は共通要項第34項を遵守するとともに、塗装に際して火気に注意し、十分な予防措置を講ずる。引火性材料の搬入・保管・使用に際しては、予め元請負人に連絡し、指示を受ける。</p> <p>(10) 下請負人は、有機溶剤の保管には特に注意し、元請負人の指定した場所で防火管理者を定め、施錠のうえ厳重に管理する。</p> <p>(11) 揮発性を有し、又は有害ガスを発生する特殊な材料を使用する場合、下請負人は所定の有資格者に作業を行なわせるとともに、その材料の保管及び防毒マスクの着用等施工上の安全管理に必要な処置をとらなければならない。但し、機械換気設備が必要な場合、下請負人はその旨元請負人に申しで、元請負人の負担で行う。</p>
<p>3. 検査</p>	<p>下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。</p>

No.35 雑材料・製品一般

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

<p>1. 品質</p>	<p>下請負人は、共通要項5項及び31項に従い、元請負人の要求する規格並びに品質を充たす製品・材料等を納入する。また設計図書に記載された材料(製品)試験を実施し、材料証明書または試験成績表を提出する。その費用は下請負人の負担とする。</p>
<p>2. 範囲 (納入)</p>	<p>(1) 下請負人は、材料又は製品の納入に際しては、事前に納期・納入数量について、元請負人と打合せのうえ納入する。但し、元請負人が工事の工程上製品又は材料の分割納入を指示する場合を想定し見積書に条件を記載する。</p>
<p>(荷卸し)</p>	<p>(2) 下請負人の納入の責任・見積範囲は、荷卸しまでとする。荷卸しは、下請負人の有資格者が行なう。下請負人ができないときは、元請負人に依頼して有資格者をもって行う。</p>

(検収)	(3) 下請負人は受渡しに際し下請負人による検収を実施し、その後元請負人の検収を必ず受ける。
(不適合品)	(4) 納入後、製品又は材料が不適合品と判明した場合は、下請負人は、速やかに適合品を再納入し、不適合品を引き取るものとする。その費用は、下請負人の負担とする。
(損害・補償等)	(5) 元請負人の検収又は受渡し前に製品又は材料に生じた損害は、全て下請負人が負担する。
3. 見本品	下請負人は、元請負人の要請に従い見本品を提出し、元請負人の確認を受ける。
4. 梱包材	元請負人の作業所への納入に関しては、梱包材はできる限り簡易梱包とし、持ち帰ること。元請負人に処分を依頼する場合、又は下請負人の責による梱包材の廃棄処分については、その処理費は下請負人の負担とする。
5. その他	下請負人は、元請負人所定の物品売買契約約款及び元請負人の個別工事の特記要項に則り、製品又は材料を元請負人に納入する。

No.36 住設機器（システムキッチン・洗面ユニット・ユニットバス）設置工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 内訳明細書	下請負人は、見積書に内訳明細書を添付し、オプション工事、別途工事の項目を明確にする。
2. 工事区分	(1) 建築工事・電気工事・衛生工事・空調工事と住設工事との工事区分については、設計図書に従う。 (2) 不明確な点があれば、元請負人に質疑を出すか、若しくは見積条件を見積書に記載する事。
3. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。
4. 製品 (排水トラップ)	(1) 流し台の排水トラップについて、設計図書又は特記要項に記載がある場合を除き、メーカー標準品とする。

(天然素材のバラツキ)	(2) 石・木製品等天然素材に関しては、そのバラツキに不安を抱える場合、下請負人は元請負人に申し出、元請負人と下請負人協力して許容限度を事前に設計者及び発注者に了承をとるものとする。申し出が無かった場合を含め、その限度を超えての不具合が発生した場合の手直し費用は下請負人の負担とする。
(製品検査)	(3) 下請負人は、共通要項第30項に従い、(製品自主検査)(製品検査)を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。 (4) 特に、給水・給湯配管がある場合は、下請負人は水圧試験等出荷前検査を行い成績書を元請負人に提出するものとする。
5. 施工 (副資材)	(1) 取付用金物類・接着剤・その他の消耗品、フィラー材・ヒモ材は下請負人の負担とする。
(取付用下地)	取付に必要な下地は、元請負人の負担とするが、下請負人は、取付に必要な位置、寸法、数量等を図面に記載して元請負人に申し出る事。
6. 検査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)(各種検査への立会・監理者検査・設計検査・施主検査・マンション内覧会)を遵守しなければならない。
7. 竣工・引渡し	竣工・引渡しに際して、下請負人は下記の書類等を提出し、元請負人に協力して、施主がその設備を使用するに十分な説明をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・取り扱い説明書(通期) ・各種試験・測定記録(通期) ・機器完成図・機器取り扱い説明書・試験成績表及び保証書(通期) ・各関係者連絡先一覧表 ・付属品・予備品及び工具等 ・その他、元請負人及び下請負人が協議のうえ必要と決定した書類・資料(品質項目として追加)

No.37 躯体一式工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 各職別要項の適用	躯体一式工事の見積り及び施工に際しては、本職別要項を適用するほか該当する各職別要項を適用する。
2. 管理区分	下請負人は、見積りに当り、基本管理分担区分表を作成して、元請負人及び下請負人が協議のうえ、工事分担を明確にする。

3. 責任施工	元請負人及び下請負人は管理区分に従って、責任を持って工事管理を行う。下請負人は元請負人との打合せ工期を厳守する。
4. 関連業者の選定	下請負人は見積範囲にある工事の実施にあたり、その指揮下となる関連業者の選定に際して、事前に選定する関連業者名を元請負人に報告し、承認を受ける。
5. 関連業者の調整	下請負人はその指揮下にある関連業者の作業の調整を行い、指揮下でない業者との作業の調整については元請負人の指示を受ける。
6. 定用工事	下請負人はその指揮下にある工事について、元請負人の指示なき限り、元請負人に対し定用の請求をすることが出来ない。
7. 管理費	下請負人は、自己の管理者の費用を見積に含める。
8. 労災保険	労災保険の負担については、下請負人が安全管理能力、支払能力、請負金等の法の定める規準に適合する場合には、事前に都道府県労働局長の認可を得て下請負人の負担とすることができる。
9. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。
10. 材 料	下請負人は、請負の範囲で納入する材料について、必要に応じて材料証明書または試験成績表を提出する。
11. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）を遵守し、すみやかに記録および施工写真を元請負人に提出し、確認を受ける。

No.38 建物改修工事・内装撤去工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 各職別要項の適用	建物改修工事の見積り及び施工に際しては、本職別要項を適用するほか該当する各職別要項を適用する。
2. 施工範囲	下請負人は、図面仕様・工法・工程・精度・検査基準を確認するとともに、現地調査を行い見積書を提出する。
3. 打合せ工期	改修工事は、下請負人の責任施工とし、元請負人との打合せ工期を厳守する。
4. 精 算	元請負人は、設計変更があった場合には、その設計変更部分について下請負人に増減精算する。

5. 見本品	下請負人は、工事着手前に見本品を元請負人に提出し、その承認を得る。
6. 安全管理	作業中は、下請負人の安全衛生責任者が常時、指揮・監督しなければならない。なお、改修工事は原則火無工法とする。やむを得ない理由で火気使用が必要な場合は、元請負人に申しで、打合せたうえで許可を得たのち、速やかに火気使用届を提出すること。
7. クリーニング	元請負人への建物引渡し前のクリーニングは、下請負人の負担とする。
8. 内装撤去工事	既存の内装撤去にあたり、職別要項 No4.解体工事（建家）及びNo48.産業廃棄物処理を適用する。
9. 検査	下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）（各種検査への立会・監理者検査・設計検査）を遵守しなければならない。

No.39 軽鉄・ボード工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加え「耐震、耐風圧検討書」を工事着手前に提出し、承認を受けなければならない。
2. 施工 （片付け・清掃）	(1) 共通要項第40項の以下の内容を遵守のこと。下請負人は施工開始にあたって、前工程の片付け清掃が不十分である場合は、元請負人に改善を申し出ることができる。但し、当該作業に必要な微細なホコリ等の清掃については、下請負人の負担とする。
（墨出し）	(2) 下請負人は、常に自己の作業場所を整理して作業を行い、毎日の作業終了時を含め当該場所での作業が完了し次工程に渡す際には、不要材・発生材・残材・機械・工具・備品等を元請負人の指定する場所に集積又は格納して整理する。下請負人の整理清掃片付けが不十分なため、元請負人の指示により、他の業者が代行した場合、下請負人はその費用を負担する。
（切り欠き・補強）	(3) 墨出しについては、元請負人の負担とする。墨出しのチェックは下請負人にて行い、異常がある時は元請負人に申し出るものとする。
	(4) 建築開口部・設備開口部の切り欠き・補強は、当見積書の明細によるものとし、実数・実測による精算とする。明細以外の仕様の切り欠き・補強が生じた場合は、前記に準じて元請負人と下請負人にて協議し単価を決定する。また、その墨出しは元請負人の負担による。

	(5) 見積明細にない壁面・天井面に取付ける製品の下地補強工事は、元請負人の指示による仕様にて下請負人が実施し、その費用は元請負人の負担とする。
(先行コマ付)	(6) 下請負人が間仕切施工に当って必要とされる外壁断熱材吹付等に先行して施工するコンクリート面へのコマ付は下請負人の負担とする。
(インサート)	(7) 元請負人の負担にて躯体に打ち込み済みの天井下地軽量鉄骨用インサートに対して、不足する部分の墨出しは下請負人の負担とし、工事は元請負人の負担とする。
(防錆処理)	(8) 開口補強の溶接部の防錆処理は下請負人の負担とするが、特別な処理方法の指定がある場合は作業所固有の特記要項に記載する。
(火気養生)	(9) 火気を使用する際は、共通要項第29項を遵守のこと。
(火災予防)	(10) 火災予防については、共通要項第34項を遵守のこと
(集積・分別)	(11) 下請負人は、残材及び廃棄物を分別のうえ元請負人所定の場所まで運搬のうえ集積する。また、下請負人はプレカット、リサイクルボードの使用、梱包レス等に協力する。
3. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。

No.40 貼床・クロス工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければならない。また、下請負人は、施工性に問題があると判断する場合は、元請負人にその旨申しで、見本施工を元請負人の負担で行なう。特注品の場合、製作見本の提出に係る費用を見込む事。
2. 施 工 (片付け・清掃)	(1) 共通要項第40項の以下の内容を遵守のこと。下請負人は施工開始にあたって、前工程の片付け清掃が不十分である場合は、元請負人に改善を申し出ることができる。但し、当該作業に必要な微細なホコリ等の清掃については、下請負人の負担とする。 (2) 下請負人は、常に自己の作業場所を整理して作業を行い、毎日の作業終了時を含め当該場所での作業が完了し次工程に渡す際には、不要材・発生材・残材・機械・工具・備品等を元請負人の指定する場所に集積又は格納して整理する。下請負人の整理清掃片付けが不十分なため、元請負人の指示により、他の業者が代行した場合、下請負人はその費用を負担する。

(下地調整等)	(3) 有機溶剤の取り扱いについては、共通要項第35項を遵守のこと。
	(4) 下請負人は工事着手前に下地のチェックを行い、万が一現状では要求品質を確保できないと判断する場合は、元請負人に申し出、対応を協議し、必要に応じて、元請負人の負担にて下地補修を行う。
	(5) 申し出が無いまま施工し、手直しになった場合は、下請負人の負担にて手直しする。
(クリーニング)	(6) 硬質床塩ビシート・塩ビタイル等の施工完了直後に行なうワックス仕上(1回)は、元請負人の負担とする。また、繊維カーペット等のクリーニング(1回)は、元請負人の負担とする。
3. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。

No.41 断熱工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければならない。
2. 施 工 (片付け・清掃)	(1) 共通要項第40項の以下の内容を遵守のこと。下請負人は施工開始にあたって、前工程の片付け清掃が不十分である場合は、元請負人に改善を申し出ることができる。但し、当該作業に必要な微細なホコリ等の清掃については、下請負人の負担とする。 (2) 下請負人は、常に自己の作業場所を整理して作業を行い、毎日の作業終了時を含め当該場所での作業が完了し次工程に渡す際には、不要材・発生材・残材・機械・工具・備品等を元請負人の指定する場所に集積又は格納して整理する。下請負人の整理清掃片付けが不十分なため、元請負人の指示により、他の業者が代行した場合、下請負人はその費用を負担する。
(火災予防)	(3) 下請負人は、火気に注意し、十分な予防措置を講ずる。引火性材料の搬入・保管使用に際しては、予め元請負人に連絡し、指示を受ける。 (4) 施工箇所には赤ペイント等にて「火気厳禁」の表示を下請負人の負担で行う。
(有機溶剤)	(5) 有機溶剤の取り扱いについては、共通要項第35項を遵守のこと。

3. 検 査	下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）を遵守しなければならない。
--------	---

NO.42 電気設備工事・給排水衛生設備工事・空調設備工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 工 事 区 分	建築工事・電気工事・衛生工事・空調工事の工事区分については、設計図書に従う。
2. 製作要領書・ 施工要領書等	下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加えて「メーカーリスト、施工区分リスト、工事担当者編成表」を工事着手前に提出し、承認を受けなければならない。
3. 製 作 （製 品 検 査）	下請負人は、共通要項第30項に従い、（製品自主検査）（製品検査）を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。
4. 施 工 （墨 出 し）	(1) 基準墨出しは元請負人の負担とするが、施工に必要な位置決め用等の細部墨出しは下請負人の負担とする。
（品 質）	(2) 下請負人は、元請負人所定の管理帳票及び標準に基づき施工する。
（関係法規の遵守）	(3) 下請負人は、上下水道・電気及びガス供給者の規定・建築基準法・消防法その他関係法規を遵守しなければならない。
（官 公 庁 手 続）	(4) 下請負人は、官公庁・ガス・電力・通信会社等への申請、検査等の諸手続きを行い、その費用は下請負人の負担とする。
（引 込 工 事）	(5) 電気・水道・ガス・通信等の引込接続工事及び排水接続工事等については、設計図書の特記仕様による。
（総 合 図）	(6) 下請負人は、着工時に元請負人より提出される建築詳細図面（CAD現寸情報）をもとに総合図を作成し、建築と設備及び設備相互間の整合を図り、問題点の早期解決により手戻りを防止する。着工後の変更についても同様とする。また、元請負人設計・施工案件については、BIMでの施工図推進に協力する事。
（重量物等の搬入）	(7) 下請負人は、重量物・かさ高な機器類及び長尺パイプ類等の搬入について、事前に搬入の時期・開口部・方法を元請負人と協議し、必要と判断された仮設開口部に要する費用は元請負人の負担とする。搬入費等は、下請負人の負担とし、元請負人が設置した揚重設備については元請負人が無償で貸与する。但し、特殊揚重については、下請負人の負担とする。

- | | |
|--------------|--|
| (スリーブ入れ等) | (8) 配管・ダクト用スリーブ（鉄骨のスリーブ及び穴明けは除く）・箱入れ・コンクリート研り・貫通及び配管廻りモルタル詰めは、下請負人の負担とする。但し、スリーブ入れに伴う壁・床・梁等の貫通補強及び二重天井・壁等の穴明け・切欠き・下地補強は元請負人の負担とするが、下請負人は事前に必要な数量・位置・形状・寸法等を元請負人に報告しなければならない。スリーブ補強が既製品の場合、材料は元請負人の負担とするが、取付については下請負人の負担とする。 |
| (足場・安全設備) | (9) 下請負人が専用で使用する足場、及び高所作業車等については、下請負人の負担とする。 |
| (コンクリート関連工事) | (10) 下請負人は、コンクリート打設に関連する工事については元請負人の指示に従いコンクリート工事の工程に協力する。また、下請負人はコンクリート打設時に相番を配置して、スリーブ・インサート等の養生確認・保護を行う。 |
| (火気養生) | (11) 火気を使用する際は、共通要項第29項を遵守のこと。 |
| (火災予防) | (12) 火災予防については、共通要項第34項を遵守のこと |
| (有機溶剤) | (13) 有機溶剤の取り扱いについては、共通要項第35項を遵守のこと。 |
| (片付け・清掃) | (14) 共通要項第40項の以下の内容を遵守のこと。下請負人は施工開始にあたって、前工程の片付け清掃が不十分である場合は、元請負人に改善を申し出ることができる。但し、当該作業に必要な微細なホコリ等の清掃については、下請負人の負担とする。

(15) 下請負人は、常に自己の作業場所を整理して作業を行い、毎日の作業終了時を含め当該場所での作業が完了し次工程に渡す際には、不要材・発生材・残材・機械・工具・備品等を元請負人の指定する場所に集積又は格納して整理する。下請負人の整理清掃片付けが不十分なため、元請負人の指示により、他の業者が代行した場合、下請負人はその費用を負担する。 |
| (誘導員等) | (16) 引込工事等において、第三者安全確保のための誘導員・監視人等を配置する。その費用は下請負人の負担とする。 |

5. 検 査	<p>下請負人は、共通要項第30項に従い、（工程内自主検査）（工事完成の通知及び元請負人の検査）（元請負人への引渡し）（各種検査への立会・・・監理者検査・設計検査・施主検査・官庁検査・マンション内覧会）を遵守しなければならない。</p>
（隠蔽部の検査等）	(1) 下請負人は、施工後の検査が困難な場合は、その都度元請負人の立会いを受ける。
（試験に係る費用負担）	(2) 試験・検査に係る電力・用水・ガスの費用負担については、作業所固有の特記事項に記載が無い限り、元請負人の負担とし、油脂類（灯油、重油）は下請負人の負担とする。
6. 竣工・引渡し	<p>竣工・引渡しに際して、下請負人は下記の書類等を提出し、元請負人に協力して、発注者がその設備を使用するに十分な説明をする。但し、冷房又は暖房測定記録等竣工・引渡し時に書類を提出できないものについては、提出時期等の確約書を提出する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸設備取扱い説明書（通期） ・ 各種試験・測定記録（通期） ・ 機器完成図・機器取扱い説明書・試験成績表及び保証書（通期） ・ 機器製造者連絡先一覧表 ・ 下請負人の緊急連絡一覧表・機器製造者連絡先一覧表 ・ 機器の付属品・予備品及び工具等 ・ 官公庁への提出書類の控・副本又は認可書 ・ 竣工図又は竣工図として建築と整合した総合図の各設備情報を最終的に見直した CADデータ。 ・ その他元請負人及び下請負人が協議のうえ、必要と決定した書類・資料
7. 保 全	
（保全及び性能保証）	(1) 下請負人は、住宅品質法、中高層住宅アフターサービス規準、工事下請基本契約約款、本職別要項及び作業所固有の特記要項等に則り、保全に努めるとともに元請負人から施主への引渡し後のシステム並びに機器等の性能を保証する。
（定期点検）	(2) 下請負人は、竣工後6ヶ月目、1年目、2年目及び元請負人の指定する定期点検に立会い、定期点検立会費用、施工上の不具合手直し及び修理、機器不良による取替又は修理に関して下請負人の負担とする。
8. コストオン工事	<p>コストオン工事については、本要項が、元請負人と下請負人の間の契約関係及び施工についてコストオン工事協定書に抵触する場合には、コストオン工事協定書が優先して適用される。</p>

No.43 昇降機工事・その他機械設備工事（機械式駐車・ゴンドラ・舞台装置・他）

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 工事区分 | 建築工事・電気工事・衛生工事・空調工事・その他設備工事との工事区分については、設計図書に従う。これに記載なき不明確な事項がある場合は、下請負人は元請負人に申入れること。 |
| 2. 製作要領書・
施工要領書等 | 下請負人は、共通要項第5項に従い、記載の各書類に加えて「施工区分リスト、工事担当者編成表」を工事着手前に提出し、承認を受けなければいけない。 |
| 3. 製作
(製品検査) | 下請負人は、共通要項第30項に従い、(製品自主検査)(製品検査)を遵守し、元請負人の承認後現場搬入する。 |
| 4. 施工
(関係法令の遵守) | (1) 下請負人は、建築基準法その他関係法令を遵守しなければならない。 |
| (官公庁手続) | (2) 下請負人は、官公庁等への申請、検査等の諸手続きを行い、その費用は下請負人の負担とする。 |
| (重量物等の搬入) | (3) 下請負人は、重量物・かさ高な機器類及び長尺パイプ類等の搬入について、事前に搬入の時期・開口部・方法を元請負人と協議し、必要と判断された仮設開口部に要する費用は元請負人の負担とする。搬入費等は、下請負人の負担とし、元請負人が設置した揚重設備については元請負人が無償で貸与する。但し、特殊揚重については、下請負人の負担とする。 |
| (足場・安全設備) | (4) 昇降路内仮設足場は、下請負人の負担とする。 |
| (火気養生) | (5) 火気を使用する際は、共通要項第29項を遵守のこと。 |
| (火災予防) | (6) 火災予防については、共通要項第34項を遵守のこと |
| (仮使用) | (7) 仮使用における仮設養生費、撤去費、あら清掃は元請人負担とし、その後の最終調整(オーバーホール)・クリーニングは下請負人の負担とする。オーバーホールに係る予想される部品等の費用も前記に含める事。 |
| 5. 検査 | (1) 下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)(各種検査への立会・・・監理者検査・設計検査・施主検査・官庁検査・マンション内覧会)を遵守しなければならない。 |
| (隠蔽部の検査等) | (2) 下請負人は、施工後の検査が困難な場合は、その都度元請負人の立会いを受ける。 |
| (試運転調整計画書) | (3) 下請負人は、試運転調整の計画書を事前に元請負人に提出し、その承認後実施する。 |

6. 竣工・引渡し	竣工・引渡しに際して、下請負人は下記の書類等を提出し、元請負人に協力して、発注者がその設備を使用するに十分な説明をする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・諸設備取扱い説明書（通期） ・各種試験・測定記録（通期） ・機器完成図・機器取扱い説明書・試験成績表及び保証書（通期） ・各関係者連絡先の緊急連絡一覧表 ・機器の付属品・予備品及び工具等 ・官公庁への提出書類の控・副本又は認可書 ・竣工図 ・その他元請負人及び下請負人が協議のうえ、必要と決定した書類・資料
7. 保全 （引渡し後の保守）	(1) 元請負人から施主への引渡し日から原則として3ヶ月間の保守は下請負人の負担とする。
（保全及び性能保証）	(2) 下請負人は、住宅品確法、中高層住宅アフターサービス規準、工事下請基本契約約款、本識別要綱及び作業所固有の特記要綱等に則り、保全に努めるとともに元請負人から施主への引き渡し後のシステム並びに機械等の性能を負人から施主への引渡し後のシステムとする。
（定期点検）	(3) 下請負人は、竣工後6ヶ月目、1年目、2年目及び元請負人の指定する定期点検に立会い、施工上の不具合による手直及修理、機器不良による取替又は修理は下請負人負担とする。その他の不具合については、元請人及び下請負人が協議の上処置する。
8. コストオン工事	(4) 引渡し後1年目までの検査の立会費用及施工上の不具合による手直及修理 機器不良による取替又は修理は下請負人負担とする。 コストオン工事については、本要項が、元請負人と下請負人の間の契約関係及び施工についてコストオン工事協定書に抵触する場合には、コストオン工事協定書が優先して適用される。

No.44 外構工事・植栽工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 関連職別要項の遵守
外構工事にあつては、下請負人は該当する他の職別要項を遵守する。
2. 製作要領書・
施工要領書等
下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。

- | | |
|--|---|
| <p>3. 施 工
 (建設発生土)</p> <p>(崩壊防止対策)</p> <p>(関係法令の遵守)</p> <p>(敷地境界の確認)</p> <p>(使用重機械)</p> <p>(誘導員・交通誘導員)</p> <p>(誘導員・交通誘導員)</p> | <p>(1) 下請負人は建設発生土の処分にあたり場内での埋戻等の再利用を優先に考慮し、場外搬出の必要がある場合は元請負人と事前に処理場などの確認すべき事項を協議し、元請負人の要求する関係書類の作成を行い、元請負人による行政への提出・許可取得のうえで処分しなければならない。</p> <p>(2) 元請負人と下請負人協議の上、責任範囲を明確にした上で、下請負人は、工事中は進入路付近の道路並びに根切り・盛土中の崩壊防止対策を実施する。</p> <p>(3) 道路交通法等関係法規並びに条例、監督官庁の指導を遵守し、土砂等の過積載防止、散乱防止に努めなければならない。</p> <p>(4) 工事着手に先立って、敷地境界を確認し、元請負人の指示なく動かしたり、破損させてはいけない。外構のレベルについては事前にベンチマークを元請負人と確認し、元請負人の指示なく変更してはならない。</p> <p>(5) 下請負人は、法定検査に合格した重機械類を使用し、その検査証の写しを元請負人に提出する。下請負人は月例点検、始業点検を実施し、元請負人に報告する。</p> <p>(6) 資機材の搬出入時及びダンプ車に対する交通誘導員は、元請負人の負担で配置する。但し、場内誘導は下請負人の負担とする。</p> <p>(7) ダンプ車等についた汚れ・土砂、特にタイヤ洗いは下請負人の負担にて行うとともに、毎日作業終了時の作業所周辺道路の清掃は、下請負人の負担とする。</p> |
| <p>4. 検 査</p> | <p>下請負人は、共通要項第31項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)(各種検査への立会・監理者検査・設計検査・施主検査・官庁検査)を遵守しなければいけない。</p> |
| <p>5. 植 栽 工 事
 (選 定)</p> <p>(客土・支柱等)</p> <p>(枯木補償)</p> | <p>(1) 植栽工事にあたり、1項から5項を準用する。</p> <p>(2) 新植高木は、樹形写真を事前に元請負人に提出し、その承認を受ける。必要に応じて現地確認検査を実施する。</p> <p>(3) 客土・支柱・養生については、設計図書に基づく。記載の無い場合は、枯れ木補償を充分考慮の上検討し、見積書にその方法を記載する。</p> <p>(4) 新植の枯れ補償の内容及びアフターサービスについては、設計図書による。記載無き場合は1年間とする。</p> |

- | | |
|---------------|--|
| (移 植 ・ 仮 植) | (5) 移植、仮植に際しては、当見積上は見込んだうえで最適な処置を行うものとする。但し、枯れ木補償対象外とする。 |
| (養 生) | (6) 現地確認の上、あきらかに問題のある移植樹木が存在する場合は、元請負人の申し出たうえで指示を仰ぐ。 |
| (引 渡 し) | (7) 下請負人は施工にあたり、既存の外構部分の養生を行い、下請負人の責により汚損した場合は確実な清掃及び補修を行う。 |
| | (8) 下請負人は引渡しにあたり、日常管理及び獣害・鳥害・虫害等についての維持管理説明書を作成して、元請負人及び施主に提出する。 |

No.45 一 般 工 事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. 製作要領書・
施工要領書等 | 下請負人は、共通要項第5項に従い、各書類を着手前に提出し、承認を受けなければいけない。 |
| 2. 施 工
(片 付 け ・ 清 掃) | (1) 共通要項第40項の以下の内容を遵守のこと。下請負人は施工開始にあたって、前工程の片付け清掃が不十分である場合は、元請負人に改善を申し出ることができる。但し、当該作業に必要な微細なホコリ等の清掃については、下請負人の負担とする。 |
| | (2) 下請負人は、常に自己の作業場所を整理して作業を行い、毎日の作業終了時を含め当該場所での作業が完了し次工程に渡す際には、不要材・発生材・残材・機械・工具・備品等を元請負人の指定する場所に集積又は格納して整理する。下請負人の整理清掃片付けが不十分なため、元請負人の指示により、他の業者が代行した場合、下請負人はその費用を負担する。 |
| (火 気 養 生) | (3) 火気を使用する際は、共通要項第29項を遵守のこと。 |
| (火 災 予 防) | (4) 火災予防については、共通要項第34項を遵守のこと |
| (有 機 溶 剤) | (5) 有機溶剤の取り扱いについては、共通要項第35項を遵守のこと。 |
| 3. 検 査 | 下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければいけない。 |

No.46 産業廃棄物処理

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

- | | |
|---------------|---|
| 1. 関係法規の遵守 | 下請負人（産業廃棄物収集・運搬・処理業者）は、廃棄物処理法・建設リサイクル法等関連法規等建設副産物に関する諸法令及び条例、元請負人所定の建設副産物管理規程及び建設副産物取扱要領を厳守しなければならない。 |
| 2. 産廃処理委託契約 | 下請負人は、元請負人所定の建設産廃処理委託契約書、並びに必要なに応じて特別管理産業廃棄物処理委託契約書を締結した後でなければ、処理（収集運搬及び処分）をしてはならない。 |
| 3. 事前協議 | 処理を委託された廃棄物を現場所在地と異なる地方公共団体の処理施設に運搬する場合において事前協議若しくは届出が必要なものについては、元請負人が当該地方公共団体の承認通知を受け、若しくは届出を受理された後でなければ処理（収集運搬及び処分）をしてはならない。 |
| 4. 再委託 | 廃棄物処理の再委託は、原則として禁止する。但し、収集運搬については、下請負人は、運搬中の車両の故障による代車の手配、緊急手配による車両不足など、やむを得ず再委託する場合には、再委託者と再委託契約を締結し、事前に元請負人にその写しと元請負人所定の再委託承認願いを提出し、元請負人の承認を受けなければならない。元請負人が承認した再委託の場合であっても、原則として元請負人は下請負人の再委託先の運搬・処分業者に、元請負人及び下請負人及び再委託先が合意した内容にもとづき、その委託費を直接支払うものとする。 |
| 5. 許可証 | 下請負人は、廃棄物処理委託契約時に、その許可証の写しを添付し、元請負人に提出しなければならない。 |
| 6. 許可品目・処理能力 | 下請負人は、許可証の範囲内の廃棄物以外のものを扱ってはならない。 |
| 7. 運搬車両 | 下請負人は、監督官庁の許可を得た車両を使用すること。また、廃棄物処理委託契約時に建設作業所で使用する許可車両の一覧表を添付し、元請負人に提出しなければならない。 |
| 8. 過積載禁止 | 下請負人は、道路交通法その他関連諸規定を遵守すること。特に、積載重量は過積載を起こしてはならない。 |
| 9. 適正処理 | 下請負人は、処理を委託された廃棄物は、法令並びに条例に則り、適正に処理し、不法に処理してはならない。 |
| 10. 廃棄物マニフェスト | 下請負人は、建設系廃棄物マニフェストを法定で定められた期日内に確実に元請負人に返却しなければならない。 |
| 11. 損害補償 | 下請負人が、廃棄物処理委託契約に違反して、不法投棄その他不適正な処理をした場合や、元請負人及び第三者に損害を及ぼした場合には、下請負人が全責任をもって適正処理を回復するとともにその損害を補償しなければならない。 |

NO.47 道路工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 測 量	基本測量は元請負人が行うが、細部にわたる丁張等の測量は下請負人が行う。
2. 仮 設 用 地	機械・材料置場等の仮設用地は、元請負人が貸与する。
3. 埋 設 物	元請負人が実施した地下埋設物の調査結果を確認し、必要に応じてその防護を申し出ること。その費用は元請負人の負担とする。
4. 保 安 (標 識 等)	(1) 交通標識・夜間照明設備等は下請負人の負担とし、これの管理・移動等を含め下請負人が行う。下請負人による負担が困難な場合は見積書にその旨明記する事。
(機 械 の 管 理)	(2) 舗装機械等の保安管理は、下請負人が行う。
(交 通 誘 導 員)	(3) 交通誘導員が必要な場合は、元請負人の負担とする。
5. 検 査	(1) 下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。
(検 査 ・ 試 験)	(2) 下請負人は、材料検査・抽出試験・地耐力試験等を元請負人の指示により行い、その成績表を提出する。これに要する費用は、全て下請負人の負担とする。
(施 工 写 真)	(3) 下請負人は、元請負人の指示する施工記録写真を提出する。

NO.48 重機土工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 測 量 (境 界 杭)	(1) 用地境界杭は、元請負人及び下請負人が立会いのうえ確認し、下請負人は保守・維持管理に努め、これに損傷を与えてはならない。万一損傷を与えた場合、その復旧に要する費用は、下請負人の負担とする。
(測 量)	(2) 基本測量は元請負人が行い、細部測量及び丁張りは下請負人が行う。但し下請負人は基本測量と細部測量の明確な区分を元請負人に確認する。
2. 仮 設 道 路	工事進捗に伴う仮設道路の付け替え及び維持管理は、下請負人の負担とする。

3. 施 工 範 囲 (伐 開 除 根 処 分)	(1) 伐開除根材の処分は、作業所固有の特記要項に記載のない限り、元請負人の負担とする。
(排 水)	(2) 施工上必要な排水工事について元請負人は、場所、規模、整備頻度を下請負人に提示する。費用負担については下請負人の負担とする。また、濁水、酸性水及びアルカリ水等の処理に関する排水工事は、元請負人の負担とする。
(盛 土 転 圧)	(3) 盛土の転圧は、設計図書又は作業所固有の特記要項に記載なき限り、原則として厚さ30cm毎に行う。
4. 建 設 発 生 土	下請負人は建設発生土の処分にあたり場内での埋戻等の再利用を優先に考慮し、場外搬出の必要がある場合は元請負人と事前に処理場などの確認すべき事項を協議し、元請負人の要求する関係書類の作成を行い、元請負人による行政への提出・許可取得のうえで処分しなければならない。
5. 保 導 員 等 (誘 導 員 等)	(1) 工事に必要な誘導員・監視員は、原則として下請負人の負担で配置する。
(道 路 清 掃 等)	(2) 土砂運搬に伴う道路清掃・交通整理等は、原則として下請負人の負担とする。
(機 械 の 管 理)	(3) 重機の保安・管理・点検は、下請負人の負担とする。
6. 試 験	下請負人は、盛土材料試験・締め固め試験等試験内容を元請負人に確認し、下請負人の負担とする。
7. 検 査	下請負人は、共通要項第31項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。

No.49 地盤改良工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 測 量	基本測量は元請負人が行うが、細部にわたる丁張等の測量は下請負人が行う。
2. 電 力 ・ 用 水	工事用電力は、原則として下請負人の負担とする。但し、用水は元請負人の負担とする。
3. 仮 設 道 路	工事に必要な仮設道路は元請負人が設置するが、維持補修は原則として下請負人の負担とする。

4. 地中障害物	地中障害物の処理については、下請負人は元請負人の指示に従い処理を行う。
5. 責任範囲	下請負人は、元請負人と事前に合意した施工計画を逸脱し、施工不良により、その効果が得られなかった場合は、下請負人の負担において処置しなければならない。また、処置の方法は元請負人と協議合意した方法で行わなければならない。
6. 保安 (誘導員・交通誘導員)	(1) 資機材の搬出入等の際の誘導員・交通誘導員は、原則として元請負人の負担で配置する。
(機械の管理)	(2) 重機の保安・管理・点検は、下請負人の負担とする。
7. 検査	下請負人は、共通要項第31項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。
(管理記録)	(1) 施工中の管理記録は下請負人が作成し、元請負人の承認を得る。
(施工報告書)	(2) 下請負人は、施工完了後ただちに元請負人の指示する施工記録写真及び施工報告書を元請負人に提出する。
8. 環境	セメント系地盤改良等においては、事前に元請負人が実施する六価クロム溶出試験等の所定の措置に協力する。

No.50 揚水工事(ウエルポイント、ディープウエル)

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 仮設用地	機械・材料置場等の仮設用地は、元請負人が貸与する。
2. 施工範囲 (排水経路)	(1) 排水は、水槽・沈砂槽等を設置し、元請負人の指定する排水経路に放流しなければならない。
(放流)	(2) 自然放流できない場合、集水するための水中ポンプ・配管等の費用は、元請負人の負担とする。
(水質検査)	(3) 排水の水質検査は、元請負人が行う。
3. 責任範囲	(1) 下請負人の責による施工不良により排水の効果が得られなかった場合の処置及び費用は、下請負人の負担とする。また、処置の方法は元請負人と協議合意した方法で行わなければならない。
	(2) 掘削中に発生した障害物等の処置については元請負人の指示に従う。費用については元請負人の負担とする。

4. 保 安	機械・設備の保安・管理・点検は、下請負人の負担とする。
5. 施 工 管 理 (揚 水 管 理)	(1) 下請負人は、効果を確認する等揚水管理を行い、常に元請負人に報告する。
(設 置 報 告 書)	(2) 下請負人は、設置完了後ただちに設置報告書を元請負人に提出する。
6. 検 査	下請負人は、共通要項第31項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。

No.51 薬液注入工事

作業所固有の特記要項に記載のない限り、以下の通りとする。

1. 仮 設 用 地	資機材置場・プラント用地等の仮設用地は、元請負人が貸与する。
2. 地 中 障 害 物	地中埋設物等障害物の調査及び確認は、元請負人が行う。下請負人は、これらを損傷しないように細心の注意を払わなければならない。万一損傷を与えた場合、復旧等に要する費用は下請負人の負担とする。
3. 施 工 範 囲	下請負人は、注入位置を表示し、元請負人の確認を受け施工する。
4. 責 任 範 囲	下請負人は、元請負人と事前に合意した施工計画を逸脱し、施工不良により、その効果が得られなかった場合は、下請負人の負担において処置しなければならない。また、処置の方法は元請負人と協議合意した方法で行わなければならない。
5. 保 安 (保 安 設 備 等)	(1) 道路保安設備・交通標識等は元請負人が支給するが、これの管理・移動等は下請負人が行う。
(交 通 誘 導 員)	(2) 交通誘導員は、原則として元請負人の負担で配置する。
6. 施 工 管 理 (日 報 等)	(1) 下請負人は、注入日報・チャート・納品伝票等を毎日提出し、元請負人の確認を受ける。
(実 施 数 量 の 確 認)	(2) 実施数量は、圧力・流量記録(チャート)及び材料の納入と残数量との差により元請負人が確認する。

(水質検査)	(3) 薬液注入に伴う水質検査は、国土交通省の指針に基づいて、施工期間中は下請負人の負担とする。但し、観測井戸の設置費用は元請負人の負担とする。
(測定)	(4) 下請負人は、薬液注入による地盤隆起及び沈下の測定を行う。その方法・回数等については、元請負人の承認を得なければならない。
(施工報告書)	(5) 下請負人は、施工完了後直ちに元請負人の指示する施工記録写真及び施工報告書を提出する。
(効果の確認)	(6) 下請負人は、注入完了後元請負人との事前協議により決定された事後調査回数に基づき、元請負人の指示に従い事後調査を行って注入効果の確認をしなければならない。その費用は、原則として下請負人の負担とする。
7. 検査	下請負人は、共通要項第30項に従い、(工程内自主検査)(工事完成の通知及び元請負人の検査)(元請負人への引渡し)を遵守しなければならない。

改定履歴

REV. 1.6	2022年4月 1日加筆修正箇所なし CCUS登録など追記
REV. 1.5	2017年4月17日 社会保険加入の対策など
REV. 1.4	2016年 6月22日 2015年版規格変更等に伴う見直しなど
REV. 1.3	2012年11月30日 見直し
REV. 1.2	2006年 6月16日 個人情報保護法、石綿追記
REV. 1.1	2006年 3月31日 文書レビュー
施行日 REV. 1.0	2003年 8月28日

協力業者標準見積要項

編集・発行 東京都中央区京橋 2 - 1 0 - 2
ぬ利彦ビル南館 2階
株式会社シミズ・ビルライフケア
